日本女子大学校規則

日本女子大学史資料集 第五——三)

日本女子大学校規 〔明治四三—大正三年〕 則

「日本女子大学校」 規則の復刻について

六年(一九四一年発行))と『明治三十四年度以降 毎年十一月調査報告綴込 日本女子大学校』資料簿冊を判断 の規則を復刻する。資料の出処はいずれも「日本女子大学校四十年史編纂資料 出所 幹事室」である。前誌に よび「日本女子大学史資料集第五一二」で復刻した。本誌では、これに続く明治四三年度より大正三年度まで 創立から明治四二年度まで各年度で用いられていた規則については、すでに「日本女子大学史資料集第五」お の各年度の規則については、その内容から推定した。推定にあたっては、『日本女子大学校四拾年史』〈昭和・ も記したように、規則冊子に発行年月が記されるようになったのは明治四四年.月からであるため、それ以前 学園創設以来の資料として「日本女子大学校規則」がある。創立前年にあたる明治三三年に作成した規則と、

解説

基準とした。

後の国民教育の一層の充実が図られた時期にあたる。女子中等教育については、高等女学校への進学者の増加 目的」であることを改めて強調した。明治四二年二月に本学附属高等女学校は「修身科ノ毎週教授時数ヲ一時 女学校長会議において、家族制度をもって形づくる日本の国情に適切な女子教育の重要性を述べ、「女子ノ教育 が画策され、また良妻賢母主義教育の徹底が図られた。文部省は、明治四一(一九〇八)年一〇月、全国高等 ハ主トシテ良妻賢母ヲ作ルニ在リ、忠孝ノ道ヲ修メ常識ヲ養成シ家政ヲ料理スルニ適セシムルヲ以ツテ最髙ノ 本誌に掲載した規則が用いられた明治四三(一九一〇)年から大正三(一九一四)年にかけては、日露戦争

サル」「質素勤勉ノ気風」を養する実科髙等女学校が誕生した。女学校教育全体において天皇、国家、家、社会 間二減シ」「作法ヲ課セサル」の疑いで文部省より照会を受けた*が、この一件もその流れと決して無縁ではな い。明治四三年一○月には「高等女学校令中改正」が公布され、家事や裁縫の教育に重点をおき、「勤労ヲ厭ハ への義務が一層、強調されたのである。

がら、一方では、「自動」に加えて「自学」「自治」という新たな言葉が加えられていて、校長成瀬仁蔵自身の て、冒頭の教育方針には、文部省の「良妻賢母主義」に合わせて書き改められた箇所を散見できる。しかしな には家事科中等教員無試験検定資格を獲得したのである。明治四四年度用の規則書は大きく手が加えられてい

課程は文部省の方針や社会の必要に沿う形で改正され、規則書が整えられた。その結果として、明治四三年度 数は激減していた。この時期、文学部の新入生募集を一時停止している。そうした状況の中で、大学校の教育

本学園は、折しも創立一〇周年を迎えていたが、女子高等教育への反動傾向は著しく、大学校入学志願者の

な思想ともいえるであろう。 に登場したのは明治四四年度が最初である。大正デモクラシー期の自由主義教育の潮流を前に、成瀬の先取的 理想とする教育とのジレンマもうかがえる。「自学」「自動」「自治」という学びは、成瀬が開校以前から随所で 明治四三年度より附属髙等女学校ではその具体化として学科別教室制度を実施していたが、規則書の上

以下、年度ごとに、体裁、表紙に記されたメモ、特筆すべき変更・改正点を抽出紹介した。

学校規程違背に関する史料 「日本女子大学史資料集第十— [] 東京都公文書館所蔵 日本女子大学関係資料」七四頁 を参照。 19 附属高等女

度用) 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」〔明治四三年

・大きさは2×15㎝。四六頁。天地、左右をカットした。

表紙には朱で 現行学則 、インクで 明治四十三年三月廿九日認可 、鉛筆で 四十三年 と記載。この規則 **書自体は明治四二年度の現行規則で、この冊子に、ペン書き、貼り紙等で加筆訂正がされていて、四三**

明治四二年度用の規則とは職員欄の氏名が異なり、附属高等女学校入学資格を記した第十一條を、明治 現物通りに復元した。なお、この土台となっている明治四二年度の規則は、資料集第五一二で復刻した 年度用規則書の原稿になったと推測される。これを印刷した規則書は不明。複製にあたり、貼り紙等は 四〇(一九〇七)年七月に改正された髙等女学校令(勅令二八一号)に合わせ、「尋常小学校の課程を卒 へたる者」と改めている。

四三年度より教育学部の構成が理化数学科、博物科、家政科、文科の四部に変更された。それに伴って 「注意」は 15 × 22 ㎝、「心得」は 20 × 45 ㎝。復刻にあたり縮小、左右をカットした。

「大学学部学科選択に関する注意」「入学志願者心得」の二枚の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは

たに加えられたのは家事科中等教員無試験検定資格との関係である。 教育学部の学科課程表が大きく変更された(第七條・第十四條)。文科以外の各科の必修科目に家事が新

教授時間が各部各学年を通じて二八時間から三〇時間に増加された(第十三條)。

教育学部において「教員たるに適当なると認めたる者に対し、学力検定の上入学を許可」と試験を課す

こととなった。それまでは本校英語予科卒業者以外の英文学部入学希望者にのみ英語の試験を課してい

「日本女子大学校規則 た (第十九條)。 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、 附属豊明幼稚園規則」〔明治四四年

・大きさは2×15㎝。五二頁。天地、左右をカットした。

表紙には朱で 各学部各学科課程表中二印刷ノ誤リアリ改刷ノ時二訂正スペシ 塘甸 と記載。表紙に「明

治四三年度用の規則により一層手を加えた形に整えた内容となっている。明治四四年一○月一日に東京 四年度の規則と判断した。四四年度内に新たに規則書が印刷されたか否かは不明 府に提出された「生徒人員調べ」の表に記された学部・科の構成と一致するため、この規則書を明治四 治四四年一月印刷」と印刷されていることから、明治四三年度内に印刷されたものではあるが、一の明

「大学学部学科選択に関する注意」「入学志願者心得」の二枚の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは 「注意」は 15 × 22 cm、「心得」は 20 × 45 cm。復刻にあたり縮小、左右をカットした。

学、自治などの用語が加わるなど変更点がある(一頁)。 「教育の方針」中、賢母と良妻の記述順序が逆になり、国民は日本国民と記され、「教育の方法」中、自

学部構成の表記が大きく変更され、教育学部に理化数学科、博物科、家政科 ** ** ** 、文科と表記され た。予科がそれぞれの学部に附設される形式となり、修業年限も一か年に統一された(二頁及び第六條)。

・新たに「特典」が加えられ、教育学部家政科第一部と第二部の卒業生のなかで条件を満たした者に対し

て家事科教員の無試験検定を受けることができると記された(二・三頁)。

- 「寮舎」について、「社交の趣味犠牲の精神を養はしむ」場から「勤労の趣味犠牲の精神を養はしむ」場 へと書き改められた(三頁)。
- ・各学部の必修科目の筆頭に記されていた「倫理」もしくは「倫理及社会学」が全て「修身」に変更され たほか、学部によって必修科目・授業時数が変更された(第七條・第十三條)。
- 研究科の課程及時間割配当がなくなった(第三六~四二條)。
- 生徒心得の頁がつけ加えられた(三一頁)。
- 大正元年度用 「日本女子大学校規則 並附属髙等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」〔明治四五・
- ・大きさは2×15㎝。五二頁。天地、左右をカットした。
- 表紙に 明治四十五年七月印刷 と印刷

「大学学部学科選択に関する注意」「入学志願者心得」の二枚の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは

- 「注意」は 15 × 22 ㎝、「心得」は 20 × 45 ㎝。復刻にあたり縮小、左右をカットした。
- 二の明治四四年度用規則書中に加筆訂正されてあった箇所と大学校職員及び附属高等女学校職員・小学

校幼稚園職員欄に変更がある他は二の内容と同じ。

四 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、 附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」〔大正三年度

囲

・大きさは2×15㎝。五二頁。天地、左右をカットした。

・表紙には 大正三年七月印刷 と印刷。

・「入学志願者心得」の一枚の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは2×45㎝。復刻にあたり縮小、左

右をカットした。

・表紙の装丁図柄が変更された以外、内容は三の「明治四十五年七月印刷」のものと同じ。

(成瀬記念館)

RODODO Z Ū 並 規則為高 附屬豐明幼稚園規則等女學校規則、附屬豐明小學校 واولواواوا 規

ووووووو

學的學的學科學學是學學是

庭生活の現狀を標準として必要なる科目を統一編制したるものに養成し、家庭の婦人とじての天職を完成せしめんが爲めに我國の施し、ほたり、妻たり、又主婦たるに缺くべからざる性格と技倆と本學部は特に中流以上の家庭の中心たるべき女子に適切なる教育 家政學部本科第一年級及び 部學科を選定せらるべし。入學志皇者は自己の境遇性質等に參照して熟考の上入學志皇の學本年度生徒を募集する學部學科と其特色の大要とを左に紹介す。 我國の家 يخ

婦人を養成せんとするものなり。 英文學部本科第一年級及び 籞 科

弊を避け、

勉めて理論と實際とを調和

を調和せしめ、堅實にして活用ある徒らに理論に偏して實際に疎なるの

·L

教授は常に實際を重んじ、

穏の卓科を研究せしめ、それに依つて普通の智識を收得し擴張するも活用力を養はしむると同時に、出來得る限り英語の敎科 46にて諸 なる思想感情に富みたる英語を學習して、高潔なる品性を修め且つ (中等以上の學校に採用せられ、而かも文學としては最も高尚健全に於ては、之に加ふるに日進月步の知識を傳播するの要具として普 本學部は筃用語として最も廣く世界に用ひらるゝの みならず、

の力を得せしめ、又後來師の尋科を研究せしめ、

叉後來子女の家庭教育上大に之を利用して母たる

或は英語教師とし一身を

支持するの學力を得せしむ。の職務を有効に完成するの用に供せしめ、

教育學部家政 科第一部本科第一年級及び)像科

省より無試験にて家事科の中等教員たるの資格を授けらるゝと同時家政科第一部及び第二部の卒業生にして成績佳良なるものは、文部ものあらば宜しく選擇すべきなり。 らざるも、其天職中の最大天職たる母たるの本務を完ふするの準備ものなるも、女子は自然の教育家たるものなれば、教師志望者、あ本學部は主として後來教師たらんと欲する希望者の爲めに設けたる 、以て家庭の母たり主婦たる者に必要なる知能を開發する事化學を研究し、第二部に於ては婦功として最も大切なる裁縫一部に於ては家事科の基礎學とも稱すべき密接不離の關係あ 本學部の學科中自己の性質に適する

學志願者心

願する

- て差出すべし(規則舊第二十一條參照) 本校各學部及び豫科に入學せんと欲する者は規則醬に定めたる入學願舊履歷舊の外左の舊類を添
- 卒業若くは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健否並に品行に關 する瞪明靍
- 一、卒業體魯若~は本校入學期迄に卒業すべき見込の體明督
- 以上の學歷を有する者に課する特別入學試驗科目は左の如し(規則醬第十九條第二十條參照) 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生者くは専門學校入學者檢定規程により試驗に合格し尚一ヶ
- 作游文號 文典 物理、 化學
- 作網 文額、文 典 箅術. 歷史 (日) (四本、東) (本
- 文 作器 文證 交 典 算術、歷史 四日 東洋、 物
- 育 文證 文典 算術 物理、
- 右試驗の程度は修業年限五ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る
- 験科目中補貿科若~は専攻科に於て一週二時間以上修業したる場合は試験を免除す但し算術は幾何、修業年限四ヶ年の离等女學佼を卒業し一ヶ年以上補習科若~は専攻科に在學したる者は前項の試 若〜は代數を以て之に代ゆることを得
- 授業時數程度教科書を記したる常該學校の證明書を差出す 前項に依り特別試驗の免除を欲する者は入學願書と同時に補習科若くは專攻科に於ける修業學科 べし
- 英文學部及び英語豫科の英語入學試驗の程度は左の如し

英文學部第 **學** 年

スケッチブックの程度により譯瞭、文典、作文、幣取、 會話の試験を行

英語豫科 第二學年

ナショナルリーダ第三の程度により謬讀、文典、作文、畬取、 會話の試験を行

大學部選科生は普通本科生豫定人員に達したる場合は募集せず

各學部選科入學試験科目は左の如し(規則督第二十二條参照)

右試驗の程度は修業年限五ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右 作数 文数 文典 學 (装術、設例 歷史日本東 助物、植物、物 理 化學

各學部本科二學年以上には一切入學を許さず 舉科目の外第五項規定の英語試驗を要す

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學す る ため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

- 高等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し
- 韓常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試驗にて入學を許可す 添へて差出すべし 但常該學校の修業證督者くは本校入學期迄に修業すべき見込の證明畬を入學願書履歷畬に
- 前項以外の者に對しては左の學科目に就き入學試驗を行ふ

證 嶅、作 文、習 字、箅 術、日本地理

十一、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するもの2外凡て試験の上にあらざれば 入學を許さず 但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明密若~は卒業、修業の證實に學業の成績身體高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外の學校に修學せし者にして第二學年以上 |健否並に品行に関する證明費を添へて差出すべし

十二、入學願樹差出の後ち病氣若~は家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遲滯なく其

土五、 十四、 十二、入學願沓差出後及び入學許可後に至り學部を轉科せんとするも相當の理由あるにあらざれば容 易に許可せず志願者は入學願務差出の當時學部選定に關し十分なる注意を要す 旨居出づべし 入學願書差出の際履歴書に記載したる現住所を變更したるものは速に届出っぺ 入學試驗時間側及び受驗者心得は試驗期日一週間前本校内に揭示す

十七、 期日の通知を發す地方の者は此通知を受けたる後上京せらるべ 入學許可者に對しては始業一週間前に受驗者に對しては試驗期日十日前に入學許可若くは試驗 卒業及び修業すべき見込の瞪明哲を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更

十八、入學許可の通知を發したる日より に卒業郡唐若くは卒業又は修業の證明舊を差出すべし 一週間以内に 人學手綴完了せざる者及始業後一週間以上無屈

映席をなしたる者は入學取消と見似し除名す

二十一、通學せんと欲する者は入學願醬と同時に第十九項但書の通學願醬を差出すべし 二十、入寮せんと欲する者は入學願書と同時に入寮願書を差出すべし 但地方在住の入學志願者にして豫め客寓の場所を定め難き場合には單に通學希望の旨を申出で置 と認めたる場合には通學を許可す

但特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄者くは保證人運暑を以て通學の理由と其寄寓すべ

生徒は自宅よりする塔の外は凡て通學を許さず

、寮通學に關する事項

き家長の職業家族の狀態及び自己との關係等を詳記したる通學願書を差出すべし本校は之を適當

二十二、教育學部の生徒は總て入寮せしむるものとす

日本女子大學校

〇位置 〇設立の由來 を追ふて發展し基礎も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北豐島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清(遠く市 明治二十九年始めて本校創立の計畵を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸

塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養練磨の地たり

- 國民として女子の義務を盡さしめんとするに在り むべき德あり磨くべき智あり備ふべき襲あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智德懿能を授け以て淑女 はしめ以て人としての本分を螿さしめんとするに在り婦人としての教育とは婦人には自ら婦人として修 備すべき必身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる職務に從ふも缺らべからざる人格を養 としての教育とは女子を器械視せず茲人視せず單に眼前實用の學茲のみを授けずして人間として當然具 教育の方針 民たるの觀念を與へ社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し たり賢母たり良妻たらしめ以て女子として蠢すべき天職を全うせしむるに在り國民としての敎育とは國 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人
- 教育の方法 在ならんことを期し殊に徳育に於ては自鴌自修他の指揮を待たず進んで各自の職を盡すの良習を養成せ 原則妙理を會得するに必要なる智力を練磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自 し教師に依頼するの弊に陷ることなく徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關 思考の材料と暗示を與へ生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し力めて學科を注入することを避け 係を辨知し學藝の

現今開設せる學部左の如

修業年限三ヶ年

英文學

普通豫 敎 育學

ケ年

附屬高等女學校

英語豫

附屬豐明小學校 **瀏豐明幼稚園**

同

五ヶ年 二ヶ年

滿四歲 ヨリ滿六歳マデ 尋常科六ヶ年

○察含 念社交の趣味犠牲の精神を養はしむ 其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の るの外は凡て自治に任じて谩りに拘束を加へず衣食住衞生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めた 級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交る々々庖廚洒摕の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異に は悉~之を寮舍に收容す現今寮舍の敷二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上 經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり放に原則として自己の家庭より通學するものゝ外 本校の寮舍は普通の所謂寄宿舍なるものと全然其趣きを異にし學校敎育の一要素とし家政實習の

法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行為證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀨仁藏は今般創立委員と 協議の上前記一切の資産を以て財団法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄 東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藤が別紙第一號 に記載する創立委員の指導に從ひ別紙第二號に記載する數多篇志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右

附行為をなして左の條項を定む 的

第一條 的とす 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目

第二條 前條に掲ける學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

事務所

本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移

轉することを妨けず

資産(別紙第三號表の通)を寄附す 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

ĮŖ.

第六條 及び本財團法人の目的を賛助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財闓法人に拂込まる

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

掲くる借用金は本財閣法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ 現在の私立日本女子大學校の蜚途に供する爲め從來成瀨仁藏の名を以て借入たる別 紙第四號表に

第九條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さす

一資産より生する利子及び其他の收益

一入學金授業科及び其他の雜收入

一經費指定の寄附金

第十一條 如 何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず 本財閇法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 設立者 其資産を本財盥法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校盥體若しくは學會に寄附して本法人 の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし 本財卽法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を經たる後主務官廳の許可を得て

五 評議員

界十三條 本財團法人に拾乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 者之を托赐す 評議員: は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一 號記載)の撰定に依り設立

第十五條 評議員に飲員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定屬托し現員一名に至りた

へると

第十六條 飲けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す きは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半數の投票に依りて之を撰定囑托し又全員 本財盥法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を經ることを要す

第十七條 但し 評議會の職制は別に之を定む 評議員會は共議決を以て評議員理事及び監事を罷発することを得

條 評議員會の議事は評議員圣員過半數の同意を以て之れを決す

第廿 第廿二 評議員は自ら本財盥法人の資産及び業務の狀况を監査することを得 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す 理事は別に定むる職制に從ひ評議員會の議決に從ひ其職務を行ふ 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す 理事及監事

第廿三條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑托す 本財團法人の資産及業務の狀况を監査せしむる爲め監事二名を置

寄附行為の變更

第廿五條 曾の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を經て之を變更することを得 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員

議

員

侯 爵 蜂 須 賀 茂 公 爵 岩 倉 具

イロハ順)

土倉庄三郎

財監 敎 敎 敎 財 理 粉 務 務 務 務 委 委 委 委· 委 負 負 員事 員 事 員

 男 男 侯
 男
 伯子
 伯

 館
 餌
 餌
 餌
 餌
 餌

日本女子大學校規則

第一章 總 則

女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす 本校は本邦の女子に適質なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

◎ 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第二章

學科

科

目

修業年限

豫科を分て普通豫科、英語豫科とし本科を分て家政學部、文學部、英文學部、教育學部、體育部

美術部、音樂部、理科學部とす

及ばすものとす 但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、敎育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に 家政學部、文學部、英文學部及教育學部の科目は左の如し

第一 家政學部

選修科目 必修科目、 倫理及社會學、心理及敎育、生理及衞生、 應用博物、 歷史、 美術史、法制、 禮法、 應用理化、 經濟、 國文、 英語、 料理、

随意科目 哲學及哲學史、淡文、國文、音樂、圖書

選修科目 必修科目 偷理、 料理、 心理及敎育、 音樂、圖畵 歷史、 人文史、 國語國文、 漢文、

體操

英文學部

選修科目 必修科目 倫理及社會學、心理及教育、英語、 哲學及哲學史、漢文、生理及衞生、 美術史、 國文、歷史、料理、 園、藝 料理 體操

隨意科目 應用理化,法制、音樂、圖畵

第四 **教育學部を分で事部とす**

必修科目- 倫理及社會學、 心理及教育、數學及理化、 英語、 手工、 體操

隨意科目 國文、音樂

必修科目—倫理及社會學、心理及發育、博物、英語、手工、 體操

隨意科目 國文學、音樂

第八條 本校各部の修業年限の最短期を三ヶ年とし生徒の事情に依り在學年限を延長することを得 第三章 學年 學 期 休日

第九條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十條 第一學期 學年を分て左の三學期とす 四月十日より七月十日に至る

図画、音響 图画、音樂、他理及教育、國語、英语、生理及衛生、應用理化經濟、家事、科理、倫理、心理及教育、國語、英语、生理及衛生、應用理化經濟、家事、科理 偷玩心班及教育、國语、漢文、歷史、地班、英语、体集 國文音樂 倫理及社會學、心理及教育、博物、英语、家事、体操 見文音樂 何还及社會學了,心理及教育、教學及理化、英语、家事、体择

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

第十二條 定日休業は左の如し

春季休業

四月一日より同月九日に至る

E 矅 B

十一月廿三日 十月十七日

天

長

節

十一月三日

月三十日

秋季皇靈祭

孝明天皇祭

審季皇簸祭

節

元

第十三條

| 科申) 隨意科を合せて一週二十八時間以内とす

教授時間は各部各學年を通じて必修科、

選修科(第一第二學年は少~とも二科目第三學年は一

九

第四

章

授

業時

間

學

科課

程

第十四條

各部の學科課程及時間配當は左表の如し

五月廿八日

本校創立紀念日

四月二十日

二月十一日

皇后陛下御誕辰

神

選			目		科			Ş	必			
應		體	料	英	國	經	應	生	心	倫	李	
用	=1						用	理	理 2	理及	年/	
博	計						理	及衞	及数	社	/科	
物		操	理	話	文	濟	化	生	育	會學		家
	1111	_	六	£.	_		-	_	_	_	時授間業	政
應		教 普	西日		作文		應	生生	心	倫實	第	學
用		教育 管 強 強 強 操 操	洋本	讀	畲		用			踐		部
博			料料	文	概		理	理	理	理倫	學	
物		容遊戲 骸骸操	班班	法	文論		化學	學	學	學理		
-					-			<u> </u>			時授	
	1111	=	六	Ħ.		=	=	=	_=_		問業	
		同	同	同		家經	同	家婦	敎	同	第	
						庭		庭人	-t r		=	
						經經		衞衞	育		學	
	-	上	上	上		濟學	上	生生	學	Ŀ	年	
	一九	1.1	· 六	五			=		=	=	時授 間業	
		同	同	同			 同		童兒家	應實	第	
									話童庭	用踐		
									研研教	社 會倫		
		上	上	上			上		究究育		年	

π,	<u>ኦ</u>	
倫	科	
·	目/	
	/ 學	مات
.理	/ 年	叉
=	時授間業	學
倫實	第	
 選 理		部
金倫	學	
學理	年	
11	時授 間業	
同	第	
	=	
	學	
上	年	
	時授間業	
實	第	
踐	131	
偷	學	
理	年	

	目	彩	i i	*	隨	ļ	3	科	僧	÷
		番	國	漢	哲學及、哲學史	園	醴	法	美術	歷
i	备	·樂	文	文	史	藝	法	制	史	史
									_	
							避		本	西
									邦	
									美	洋
Ì									術	
L							法		业	史
			1	=					=	1
							同		西	西
									洋	
								#.	美	洋
									術	_1_
L		·					上		史	史
				11		=	-	1]		
						園	同	法		西
						ï.		-		洋
			·			遊	上	制		史

目:	科修	選		*	.	目				修	:
180	香	料		體	英	漢	國	國	人	歷	心
			計						-9.		理
	,		***						文		及教
酱	樂	理		操	韶	文	文	語	史	史	取育
·			二八		7-			t.		31	
	•			妙館	五	諦		七一		八西附本	心
				教育 館操操	諦讀	福宁		文國 學文		洋洋邦	
				1 3			作學	學學 微史		1	理
				容儀 設成 設 提 提 操	文		歌文	論史		史史史	
				操操	文法	蘐	=	==			學
			=								
			上上	<u> </u>	五_	=		<u>u</u>	六	四	=
				同	同	同	同	同	西洋人文史(三)	同同	敎
		r							人 人 人 人 文 文		育
				上	上	上	上(二	上(三)	史史史	노(三) 노(三)	
							Ξ	=	==		學
			二七	_	-7-		-	r	10		
			15	<u> </u>	<u>H.</u>		·	<u>fi.</u>	0	 	
				同	同	同	同	间	同同		兒
						:					童
				上	上	上	보(T)	上(四)	上五五		研
								四	五 五		究

-	修	選			E	1	乖	ŀ	修		必		
	生理及衞生	漢文	哲學及哲學史	計	體操	理科	歷史	文	英語	心理及教育	倫理及社會學	科目學年	英
-		11	_	三四	=	Ξ		=	<u>-</u>	=	=	時授 間業	文
	生	經書	哲		教育館	實理	西	講	作散文文	心	倫實	第	學
		一、史文講	學總	·	超操、遊戲體		洋	讀、時	文美	理	選理倫	一學	部
	理	讀	論		盤 操操	習論	史	文	諦酸	學	學理	年	
	=							=	=	=	=	時授間業	'
	衞	同	哲		同		同	飜修	修同	教	同	第	
			學					辭	辭 學、作	育		二學	.•
	生	上	史		上		上	譯學	文上	學	上	年	
				110	[1				1 11		11	時授 間業	
			•		同		同	翻	文同	童兒家		第	
									學中	話童庭	用踐 祉	Ξ	
									史作	研研教	會倫	學	
		,			上		上	膠	文上	究究育	學理	年	

. 【值	*	必	•	
部第	, D	倫理	i	
物數理	理及	及		
化	教	社會		敎
學學	育	學	ĺ	育
0	四	=		
物算理術	敎心	倫實		學
花代學數	育理	選理		部
H.		倫	*	
11.11	學	學理		
0		=		
物代	教教	同	;	
理數 化 學 何	授育 法學.		:	
	保育			
五五	法	上		
	<u> 129</u>			
XIII T	外置管ノ話理	176	!	
化判學法	教育問 法 見	用超 社会		
季 回	節令所內內	會惟學里		
期	學二	第	! -	

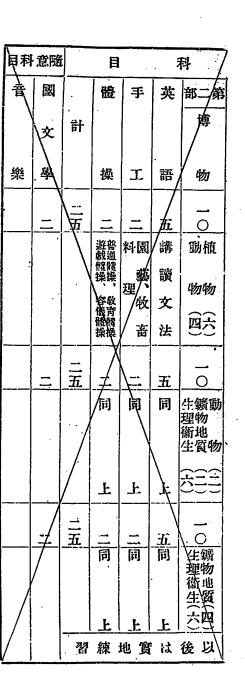
目	科	懲	隨		3	科
圖	音	法	æ	料	園	美
			用			術
			理			
酱	樂	制	化	理		史
		,				
			=		=	=
						西
						洋美
						術
						史
		_	.	-		
		法			園	
		法	İ		126)	
	,					
		制			蘷	

目科意遊 B 修 文 目科意語 目 N 和 音 博 家 美 圍 家 类 数 倫理及社會學 音 倫理及社會学 物 心理及教育 心理及教育 芳三學二十六六八本表ノ外教授氏ノ教授下相連絡シ岳迅電地教授ノ縁習ラ ぼへ 考三連三年··於丁八本表了外教後尚教授·加建路之每週実地教授、練習了轉入 圓 蜇 亥 爻 蒙 化 学年 摩 學 瞢 樂 事 樂 學 學 語 驱 糅 音 羊 和 心 時後 数學科 Æ Æ £ Æ £ = 回 南葉 A 溝漬 家事 家 港 講讀 算術 物 敌心 蓮 一些 爻 文法 化 事 回矢 摩 法 史學 時檢 時相 间業 向掌 Æ £ Æ Æ 0 Æ 四 W =券二學年 代数 茅 保教育 IJ 物理 母育法教授法教 育 学 1.1 D 单分面 围 17 可 U 13 育 二要年 化學 幾何 、教養法 I 下 工 ェ \mathcal{F} 工 時後 時後 随 3 六 M Ø £ ΔD 物理化學 三角法 應用 D 10 D 13 1 茅三季云 上 工 上 會学 7 ェ テ

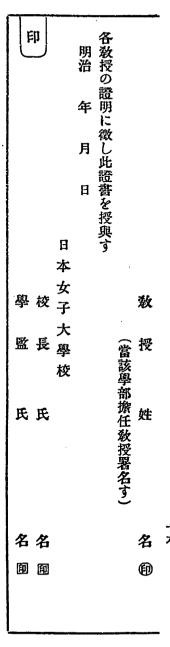
日科意港 修 修 E 科 可急件目 N, 区 E 图 料 家庭 英 漢 音 森 應用 瑟 理 弦の 囤 其三等年二六テント表了外教授内教授上相連絡之每週実地教授,練習り得入 B 生理及衛生 國 倫 第三學子於下八本表了外教後方教授下相建熟之每週宴地教授,蘇門了得入 衞 育 及教育 及教育 营 目 攀 樂 孶 通 帝 洶 津 画 播 ***** 语 縫 文 沿 茅 運 λŁ 死 郅 朿 亥 文 特搜 時接 政 间常 Æ 间辈 Ξ ナ \equiv = Ξ \equiv = 講 **温渍文店**作文 講演 講讀作文 茅 主 一個 應用理化 令 倫実 讀 **班班班** 學學學 军争 兞 季年 文法 文法 亭 時增 時後 =向業 \equiv Æ J1 \equiv ナ \equiv 向業 \equiv = \equiv 文请专文法 73 1 17 P R 本知 D 养一學五 73 養一學云 FI FI 13 教教 検 育 授育 生學 F 7 F エ 法 工 法学 化 专 時接 = =间常 \equiv \rightarrow Œ 田 7 夜星 15 茅 养三零五 囚 E N F 13 N 経 D D 10 教管教 n 亥 **教管教 実践倫理** 高華授 濟 是一 政 倫理 事 工 ア 工 7 I 工 怜话法 令法法

第五 軰 及 落 卒 業

	第第第十十十
本	十七條十六條
本校何々學部所定の學科を修め正に其業を卒へたり仍て之を證すを使した。	本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し敎員會議の議決を以て之を評定、生徒の及落は各科目平常の成績により敎員會議の議決を以て之を評定す
名	決を以て之を評定す



十五



第六章 入 學 在學

第十八條 定期入學は每學年の始め一回とす

但し豫科には缺員を生したる場合臨時入學を許すことあるべし

第十九條 有する者とす に於ては数員たろに適常なりと说めたるおに對しき力検定の上入事を许可す但と英文學却に於ては本枝美语務料と李葉したるもの、かは英语の河縣を得し教育學初 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を

師範學校卒業生 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上専攻科又は補習科を修めたるもの

十六

第二十條 ひ入學を許可す 但し本項に該常する人學志額者は學力を檢定することあるべし 専門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ヶ年以上の學歷を有するものは特別試驗を行

第二十一條 入學志願者は左の睿式に從ひ入學願寄及履歷書各一通を差出すべし

用紙吳波紙

願候也 私儀御校何學部へ入學仕度候問「無試驗にて」「試驗の上」御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相 年 月 本 日 本 女 籕 子 縣游 大 入 華 學 國 學 校 都市 願 長 H 族 氏 付町 書 43 番 受験入學者は「無試験にて」を略すべし無試験入學志願者は「試験の上」を略し 殿 民 地 何 某 右何 姉何 妹女 何 生 誰 年 印 誰

H

族 m 村町 邳 尺 何

番 地

本

緍

縣府 履

國

郡市

歷

書

华

士

H

名

粉突跳路

某 姉何 妹女

何

+

誰

濉

日誰

ナス

に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候 右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人 但捌者轉居或は改印の節は速に御周可申候也 也

本 現 住. 族所

人

年

月

日

何

生

誰

FI H

年 月

保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分

に關し一切の事柄に遺を負ひ得べき者たるを要す

第二十三條

日

本 女

子 大

學

校 長

氏 名

殿

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

書を差出すべし

第二十四條 第二十五條

第七章 退 學 休 學

左の各號の一に該當する者には退學を命ず

保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證

保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ屆出べし

一、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者 、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者 第二十六條

三、引續き一箇年以上飲席したる者

四、正當の事由なくして引續さ一箇月以上を飲席したる者

第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學顯舊を差出し校長の許可を得

第二十八條 て一學年以内の休學をなすことを得 生徒の疾病其他止を得ざる事故の爲め三ヶ月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得

休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 特 待 生

第三十條 本校本科第二年級以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依 、教員會議の議を經て特待生となし次學年の授業科を発除することあるべり、

第九章 選 科 生

第三十一條 各學部若くは英語豫科の一科目又は敷科目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支な き場合に限り選科生として入學を許可す

但選科生は必ず倫理科を兼修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齡十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに

堪ふると認めたる者に限り之を許す

第三十三條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし 但し第十九條の無試驗入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十五條 入學願書履歷書等の書式は本科に準す第三十四條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第十章 研究科

第三十七條 第三十八條 第三十六條 研究科は本科卒業生及び選科修了生にして尙進で一層高等の學藝を修めんとする者の爲めに 設くるものとす 研究科の修業年限は三ヶ年以内とす 教育研究科の課程及時間配當は左表の如し

	7		修	业	,		
	實	音	敎	敎	偷	科	
	地		授	育		日/	
	練		110	Ħ		☆	×1.
	習	樂	法	學	型	期	教育
		1]	八	上_	=	時授 問業	研究
		樂唱	保管教	教倫應		第	科
		器線	育理授	理心	身踐授倫		課程
		習歌	法法法	理學學		期	及
		=	八	六	=	時授間業	時間
		同	同	教教	同	第	表
				育法		1	
		上	上	令 史	上	期	
•	<u>.</u>	1			=	時 授 間業	
	圍附	同		教當	同	第	
	實 地 授 授 级	•		育內問外		111	
	業稚	上		題の	上	期	

三士

目科修選		目
圖習英		體
	計	
微字語		操
二二五	=	-
		遊遊
		酸體操機
		容敬 依 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 行 行 行 行 行 行 行 行 行
		操操
ニニ五	110	1
<u> </u>		同
		,
		上
一		·
二二五	=	=
		同
		上
	-	٦.

第三十九條 に之を研究するものとす 家政文學英文三學部の研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下

第四十二條 第四十一條 第四十條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く 研究科の為め特に講義を開設することあるべし 研究生は校長の許可を得念者の為め本科の講義に出席傍聴することを得

第十一章 豫 科

第四十五條 を有する者とし其他は修業年限四ケ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歷史地理數學理科家事故 縫圖畵音樂の科目に就て試驗を行ふ 無試驗にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齡十六歲以上にして左の資格の一 普通豫科の修業年限は一ヶ年とし英語豫科の修業年限は二ヶ年とす

本科に入學せんと欲するも素養の不足なるものゝ爲に普通豫科及び英語豫科を置く

修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者 専門學校試驗檢定合格證書を有する者 専門學校入學者檢定規程に依り無試驗檢定を受くる資格を有する者 修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生

普通 豫 科

第四十七條 本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生 普通豫科、英語豫科の學科の學科課程及時間配當は左の如し

體	數	型	歷	英	漢國	偷	學
操	學	科	史	語	文語	理	
普遊	代	地物 質型	酉	1 1	文講		
通		化學	洋	典談	典讀		
酸		天文		客 會話		偷	科
操獻	數	· 文	史	取話	文	理 ——	
							教授
Ξ		Ξ		<u>Fi.</u>	九		闘

	體	英	偷	34			裁
計				科	·	計	
	操	語	理	年	英	·	縫
		以二	-	時教	語		縫方
二八	Ξ	內四		間搜	豫		万、裁方、
	普遊	音讀、	質	3D	科		方、籍方
	通	譯解	踐				
	體	會話、費取	倫	學		二八	(三)
	操戱	、曹取、習字	理	年			随意科となすことを得
		以二		時敎			なす
二八	=	內四		間授			<u>-</u>
	同	作音	呞.				を得
		文談		第			
		、譯紙解		=			
		譯會話		學			1
		文書		年			
	上	典取、	Ŀ				

第五十一條		第五十條	第四十九條	第四十八條
科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとす	第十二章 科外講演	入學願書履歷書等の書式は本科に準す	豫科を修了したる者には修業證書を授與す	本校の諸規則は凡て之を豫科に適用す

第五十二條 第五十三條

科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

専門の大家を聘して科外講師に啜託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし

二十四

第五十四條 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聡講

第五十五條 **聴識者たらんと欲する者は聴講料を前納せしむることあるべし**

者とす

但し聴講料は講演の長短に依て規定すべし

第十三章 學

受驗入學志願者は左の規定に從ひ受驗料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受驗入學者 金壹圓五拾錢

一、臨時受驗入學者 金貳圓

第五十七條 第五十八條 第一學期 授業料は一學年金鑫拾鑫圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし一學期 拾貳圓 第二學期 拾貳圓 第三學期 九圓

第五十九條 第一學期 但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし 貳 圓 第二學期 貳 圓 第三學期 壹圓五拾錢 校毀は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期の初め五日以內に分納すべし 壹圓五拾錢

一、オルガン使用料金五拾錢以上 十、條、樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

六十一條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

一、ピアノ使用料金壹圓以上

十四四 寮 規

第六十二條 り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし |修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守 本核の寮生たる者は克く本校の目的を會得し敎職員の命を率じ長幼相助け親和を旨とし自奮

第六十三條 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國敎師監督の下に西洋家庭の風を學ば

しむ

上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし 第六十四條

第六十六條

第六十七條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣 本校々醫は寮の衞生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

日用の常識を養はしむ

第六十八條 察生は左の察費を毎月前納すべし

し時價の高低に依り増減することあるべし

葼 通 寮 頒 壹圓五拾錢 壹 圓 圓 食 贫 料 料

> 六圓五拾錢 六圓五拾錢

第六十九條 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の審式に從ひて入寮願書を差出すべし

現 住右(御校へ入學許可の上は)入寮為致度此段相願候也 同同同同同同同同教學校 授監長 E 本 職 女 H 員 入 日 體 生 國 植 本 邦 史、 國文學 京洋史、 漢文學 學 史 學 學 史 學 大 (イロハ順 湿 寮 校 長 氏 願 名 右父兄(若〜は保證人) 殿 部 カステン 文學博士 文學博士 所 何所 华 生 小大大戶服芳萩市非麻成 何 姓 森澤川部賀野村 原 瓚 誰 賴正仁 兵謙安他矢由 印 二宅助一之郎圀巌巌

二十七

同同同同同同同同同同同同同同同同同同

西英西西西英經應偷動英兒衞數漢日國博法西
 洋洋
 用理
 語

 人
 以物类
 生
 本文

 Example 2
 大學
 大學
 術 酱 語 史 史 史 語 濟 化 育 學 學 究 學 學 學 醬 學 物 制 史

松ミ浮村村村中長成高高高橫榫河川渡渡奥大 ス、田川 井隈井瀬 詹橋 野端邀 田塚 中が 平 代正 庄 中 教保 二 元 と はまましま。

昇ン民固勤至滅義廢勉知郎助董作章一郎人治

洞园园园园园园园园园园园园园园园园园园

文學博士

 教會 熊 熊 幹 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 形 託 教 許 務 奪 師

理學士士

 野 片 月 兒 塘 宮 佐 赤 兒 松 矢 安 上 金 金 渡 千 關 神 島

 澤 岡 玉 茂 下 藤 堀 岛 浦 澤 遠 原 子 子 逸 本 根 保 田

 幹 次 都 太 里 佐 文 い さ も 友 鎌 福 正 小 重

慶方郎槌郎代久菊茂恒さ孝せと枝吉隆直虎茄

弄

校

醫

耳鼻咽喉科病院長

ドクト 士

前小高 此

木 信

畊

六 園 郎 安 文學博士 文學博士 士士 醫 文 學 學 博 士 士

三青小上中中坪田神井

上山杉田 東鍛 哲

參胤榅萬

次 通 邨 年 郎 郎 巖 純 武 郎

附屬高等女學校規則

第一章 總 則

條 日本女于大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第一

二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

國語、外國語(英叉は佛)、歷史、地理、

數學、

理科、

家事、

裁經

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第三章 學科課程 及落· 學年、學期及休業は本校の規程に從ふ

第五條

圖畵、

音樂、

體操とす

附屬高等女學校の學科目は修身、

學科程度及時間配當は左の如し

卒業

第六條

國 修 語 身 华 時 問週 七 高 智講院、作人倫の要旨 第 等 华學 女學校學 時一間過 七 同 同 第二 科 ţţi 課程及 年 上 Ŀ 時-問週 3 時 同 同 第三 間 P 表 纸 上 F 11.1 問週 Ŧî. 文同 同 第四 Ŋ. 年 法上 上 時一問週 Ŧi. 同 同 第五 學 鈣 Ŀ Ŀ

第九條

附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす 第四章 定員 入學 退學

第八條 第七條 家 歷史 體 音 圀 裁 理 數 外 合 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を經て之を評定す 國 地 計 樂 薔 縫 事 科 舉 理 語 操 = 四 = 五 **費取、智字、文法** 一致方、釋解、會話 繕縫 方、 普遊 單 自 酚植 算. 本 通 邦 杳 在 體 唱 地 裁 方方 操戱 歌 癌 理 物物 術 三〇 四 五 外 同 物動 同 同 同 同 同 國 地 理物 上. 上 上 上 上 上 理 30 Ξ 四 Ξ 五. 複 幾自 同 化物 本 同 同 同 香 何在 邦 唱 審畵 歌 學型 上 史 上 Ŀ 上 E O Ξ 拞 闹 衣、 同 同 生理、 H 外 同 同 食 函 衞生 上 住 上 Ŀ. 數 上 奜 上 三〇 Ξ \equiv 五. 同 幾 地外 同 同 同 鏃 同 盤家署 理計病 國 經濟育 等記兒 Ŀ Ł 物 文史 Ŀ 何 ŀ.

三十四

第十條 時入學を許可することあるべし 定期入學は每學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試驗の上臨

第十一條 るも其他は總で試験の上にて入學を許可す 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可す

但相當年齡に遠し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て

試験に依る

入學志願者は左の睿式に從ひ入學願書及び履歷書各一通を差出すべし

(用紙美波紙)

ス

巫

願

當

右の者御校附屬高睾女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試驗にて)(試驗の上)御許可被下度別 本 籍 縣府 國 都市 65 士 村町 族 番 平 地 民 何 某 姉何 何 妹女 生 椞 誰 月 П

右 父 何

兄

年 月 日 経履機由

B 本

女

子 大

學

校

長

氏

名

殿

誰

ΕIJ

年月	右之通に	一何年何月より何年何月まで何地何誰に就き何學を修業す	一何年何月より何年迄何學校にて第何學年修業中或は卒業一兄父の職業	一兩親の有無年齢	一現住所	一轉任(何歲	一生地	一生年月日			
日	候	ら何に	が何を	年齡		よ り 何				本	
	也	许何月-	平迄何			(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)				籍解析	履
		ま で 何	學 校 に			地に藤				國	歷
		地何離	て 第 何			特居する			華 士	郡市區村町	書
		に就	學年			云々)			族	番	
		の何學	家 文 中						平	地	
		を修業	或 は 卒						民何		
右何父		\$	業						某	•	
兄								{ū	姉何 J <u>妹女</u>		
誰								191	É		
囙											

入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

但在學證書の書式は本校の規定に從ふ

性行不良にして改善の見込なしと認めたる者 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

引續き一個年以上飲席したる者 體質虚弱にして成業の見込なしと認めたる者

正當の事由なくして引續き一個月以上飲席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べ

第十六條

定期受驗入學者

第五節 費

受験入學志願書は左の規定に從ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

金

圓

臨時受驗入學者 金一 圓五 拾 錢

第十八條 第十七條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書に添へて納む 受業料は一學年二拾二圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし べし

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

八

圓

第二學期

八

圓

第三學期

圓

第十九條 校費は第一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

寮

规

職 (イロハ順)

本

校 裁數習圖裁國 歷理 語 史科 家地修 縫學字齒縫事理身

諭 監 長

同同同同同同同教學校

田樓小戶本穗八井麻成 野田 生 瀨 中 間積田上 正 正仁

三十七

董助郎哲銀敏秀藏廠

諭

數國修香體國英家理英體圖歷音國習

身、

史、英

理

X

學語科樂操語語事科語操齒語樂語字

檜 弘 平 鹽 臼 鹽 三 手 櫻 小 松 松 村 永 生 中

田 井井塚井泉 山 野濱田 本井田井江梅

太

繁巳 滚 近 郎 男 次 ね 美 代 末 昇 勤 久 幹 郎

附屬豐明小學校規則

第一章 總 則

第二條 第一條 浩に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし**黛て本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす** 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生

第二章 科目 修業年限 學期 休業

裁縫とす 附屬豐明小學校の教科目は修身、 國語、算術、 日本歷史、 地理、 理科、 圖書、 唱歌、 機操、 手工

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に從ふ第四條 尋常小學科の修業年限は六箇年とす

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

修	教/ 科 目
身	學 年
=	時毎週
資徳/要	第一學年
	時 毎 問 週
同	第二
Ŀ	學 年
=	時 毎 間 週
同	第二學
上	年
	時 毎間 週
同上	第四學年
=	時 毎間 週
同上	第五學年
	時 毎
同一	第六
ئاـ	大學年

唱 地 少 少 方 回 上 回 日本歴史 財 財 日本歴史 財 日本歴史 財 日本歴史 日本 日				; 			
本 歴 世 で で で で で で で で で	唱	圖	建	地	日	算	
歌 利 理 史 術 正 一 四 八 八 2 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本</td> <td></td> <td>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </td>					本		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
一					歷		
- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	歌	嗇	科	理	史	術	語
平						hva	-
音唱歌 - 一 同 上 一 同 所 學 年	製水	E15					
形		中				薬方方ヶ園ノニ	シリキミ通易假發
ボーー 一 一 一 一 一 一 一 一 一	唱ナ						カカカカ久下名音
同 上 一 同 上 上 上 日 上 上 上 日 上 上	歌ル	形_					
上 一 同 上 一 同 上 一 同 上 一 同 上 一 同 上 一 同 上 一 同 上 一 同 上 一 同 上 一 同 別		1				五.	10
上 機等級人方 上 一 上 五 形態 五 上 五 形態 上 上 一 一 同 上 一 一 日 が 五 上 一 上 一 上 上	同	同				加書ル内数百	
上 上 原及方ケ 話綴書簡 二 五 三 正 一 話級書前 正 一 正 正 一 正 正 五 正 正 正 正 正 上 上 上 一 日 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上						減キ敷ニノ以	方方方方文ナ字須名
五 三	F	F					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
R R R R R R R R R R							
世島ナル	<u> </u>					五	111
上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	同	形簡				減通	話級書讀普近ノ日
上 ル 加 一 一 五 一 一 一 上 一 一 上 一 円 上 上 上 上 一 円 上 上 上							シリキミ通易文常
五 三 一 一 一 一 一 一 一 一 一	L	-					方方方方方文ナ字須
同 上 加書呼及減通 同 上 上 上 上 上 上 上 上 上	<u> </u>					עול	ブル及知
上 上 上 上 上 上 一 一 円 現又物植 ノ日 数易計幣度加 水質及量減 の 日常 水筋/質及 の 方方、、 水筋/質除 上 上 一 一 一 一 同 同 上 上 水筋/質除 上 上 水筋/質除 上 上 内局 上 上 内局 上 内局 水筋/質除 上 同 中 中 中 中 中 中 中 中 中 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上		1				五	=======================================
上 上 ー ー ー 内 中 ー ー ー 上 中 田 現文物植 ノ日 数易計幣度加 経 書 讀 当 文文 第 及量減 が大本 要 要 小筋ノ貨除 ル 、	同	同			·	加督呼及滅通	同
一 一 二 一 四 九 一 一 二 一 四 九 町 現 物植 月 月 日 数 易計幣度加 条						減キヒ小栗常	
一 一 二 一 四 九 町 現 又 物植 ノ 日 東	F.	ŀ.				カク数味/ 及 ソノ・m	L
單 同 現又物植 ノ 日 数 易 計 幣 度 加							
唱		1		1	1		
唱	平	門	現义物 租	と見	ノ日	數易計幣度加	綴書讀音ノ日
- - - - - -	唱		然 然 磁 `	人 华	大平		リャミ週久吊
同 同 同 續前 此簡小 同 申 學 中 年 十分	歌	上	ノ物動	建			カカカスずる
同 同 同 續前 此簡小 同 申 學 中 年 十分			=			四	九
*學 *學 例易数	同	同	同	綾前	續前		
				十學	キ學	例易數	11.3
エ エ エ / / ル数 上	Y.		ı.			ナ分	_
	上	上	<u> </u>	1/		ル数	<u> </u>

手 體 裁 計 縫 I 操 Ξ 細簡 工易 遊 テ 'n 戱 崗 同 同 上 上 Ξ 喜 普遊 同 通 體 操戱 上 Ξ 幸 同 同 Ŀ 上 元 遊光 類通運 ノ常針 縫ノ法 方衣 同 Ŀ 둣 方方方類通 、、ノ常 終裁縫ノ 同 同 ヒチヒ衣 上 上

第十條 第八條 第七條 第九條 各學年の課程を修了したる者には修業證書を授與し全教科を修了したる者には卒業證書を授與す 定期入學は毎學年の始め一回とす 附屬豐明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の決議を經て之を詐定す 第四章 定員 入學 退學

第十一條 入學志願者は左の書式に從ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし 本 籍 縣府 入 囡 魁 都市 骓 願 區 士 瞢 村町 族 番 邳 地 纳何 姚女

用紙美濃紙)

但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべ

四十一

民

何

某

四十二

何年何月より何年何月迄幼稚園在園

父兄の職業

現在所

轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)

兩親の有無年齢

生地

右 之 通 也

łΞ 候

年 月 日

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に從ふ

保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ屆出づべし

第十四條

保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第十五條

退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし 第五章 學 費

第十七條

授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

附屬豐明幼稚 園 則

第一章 總

附屬豐明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす 則

第

一條

何

兄

右

父

誰 印

附屬豐明幼稚園は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 在閺年限 休業

第四條 幼兒の年齢は滿四年より小學校に就學するまでとす 保育科目は自然觀察、遊戲、 音樂、談話、手工とす

第三章 定員 入園 退園 休業日は本校の規定に従ふ

幼兒の定員は凡そ五十名とす

第七條 但缺員ある場合は臨時之を許す 入園は毎年四月とす

入園志願者は左の曹式に從ひ經歷書を差出すべし

歷 罄

經

幼 兒

± 民族 某 弟龄 妹男 等女

何官何商工何趾の何役等(他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも

所 東何北 市府 何 何 村町村町 番 地 何 某 _{平器} 內

併記すべし)

家長の職業

住 族

籍

郡市

何

何

番

地

S.

出生地及其土地の情況

某

用紙英邁做)

第九條 右 人園の許可を得たる者は左の書式に從ひ在園證書を差出すべし 其他特別の事 出生年月日 痘 營養品 年 氣質 生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等 之 食物其他の好惡 養育せし場所 兄姉妹の數及健否 兩親の年齢及健否 通 種痘或は天然痘 月 E 生母の乳 情 御 B 自宅 座 乳母の乳 俠 乳母の宅等 也 4 乳 乳粉等 右 後父 見 人兄 何 某

印收三 ÉD 紙入錢

> 在 園

證 書

何府縣何國何市 何村何番地平 民何某弟妹等北海道何國何郡區何町何番地举土族何某幾男女

何

用紙美濃紙

生 年

月

某 Ħ

四十五

引受可申候也 右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て 虾 月 H 本 H 女 子 大 學 校 長 東京 氏 府海 市 **彭親** 名 右 何 區何町 保 平路 證 士 民族 何番地住居 何 某 印

第十條 第十一條 幼見又は保證人轉居したる時は直に屈出づべし 幼兒飲席することある時は其事由を屈出づべし

第五章 入園料 保育料 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より届出づべし

保育料は一ヶ月金萱圓五拾錢とし毎月五日以內に納むべし 人園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべし 小學校幼稚園職員

第十四條

たし

めい藤俟い豐代

奥松甲清豐柘藤 田田賀水田植原

同同幼同同同小 稚 園 保 姆

學校教員

日本	女子大	学校四十	号之.		7.	
NO	49			全儿	里	
芝					-	
爾						
4						

日本女子大

女子大學

校

並 規則、附屬高等 園規則、附屬豐明小學校

Ū

養成し、 施し、母たり、妻たり、又主婦たるに缺くべからざる性格と技倆とを本學部は特に中流以上の家庭の中心たるべき女子に適切なる敎育を 家政學部本科第一年級及び豫 部學科を選定せらるべし。 入學志望者は自己の境遇性質等に参照して熟考の上入學志望の學 本年度生徒を募集する學部學科と其特色の大要とを左に紹介す。 大學部學部學科撰擇:關する注意 家庭の婦人としての天職を完成せしめんが爲めに我國の家 科

種の學科を研究せしめ、それに依つて普通の智識を收得し擴張する其活用力を養はしむると同時に、出來得る限り英語の敎科書にて諸なる思想感情に富みたる英語を舉習して、高潔なる品性を修り且っ 弊を避け、勉めて理論と實際とを調和せしめ、堅實にして活用あるて、教授は常に實際を重んじ、徒らに理論に偏して實際に疎なるの庭生活の現狀を標準として必要なる科目を統一編制したるものにし の職務を有効に完成するの用に供せしめ、或は英語敎師とし一身をの力を得せしめ、又後來子女の家庭敎育上大に之を利用して母たる ものあらば宜しく選擇すべきなり。 支持するの學力を得せしむ。 く中等以上の學校に採用せられ、而かも文學としては最も高尚健全に於ては、之に加ふるに日進月步の知識を傳播するの要具として普 **婦人を養成せんとするものなり。** る物理化學を研究し、 資格を修めんとする者にして、 教育學部家政科第二部本科第一年級及び豫科 本學部は實用語として最も廣く世界に用ひらるこのみならず、 英文學部本科第一年級及び豫科

を得るなり。 省より無試驗にて家事科の中等敎員たるの資格を授けらるゝと同時家政科第一部及び第二部の卒業生にして成績佳良なるものは、文部 らざるも、其天職中の最大天職たる母たるの本務を完ふするの準備ものなるも、女子は自然の敎育家たるものなれば、敎師志望者にあ本學部は主として後來敎師たらんと欲する希望者の爲めに設けたる に、第一部に於ては家事科の基礎學とも稱すべき密接不離の關係あ 以て家庭の母たり主婦たる者に必要なる知能を開發する事や學を研究し、第二部に於ては婦功として最も大切なる裁縫 本學部の學科中自己の性質に適する

便し人學志望者整の都合は依言家政都第七部は或は本年度は開始

學志願者心得

入學に關する

- て差出すべし(規則費第二十一條參照) 本校各學部及び豫科に入學せんと欲する者は規則鸖に定めたる入學願舊履歷書の外左の沓類を添
- 卒業者〜は在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健否並に品行に關 する證明書
- 卒業瞪鸖若〜は本校入學期迄に卒業すべき見込の證明書
- 以上の學歷を有する者に課する特別入學試驗科目は左の如し(規則舊第十九條第二十條參照) 修業年限四箇年の高等女學校卒業生若~は專門學校入學者檢定規程により試驗に合格し倘一箇年

政 作號、文典 物理、 化學

作購 文章、文典 算術、歷史 西田

文竄 文 典 箅術、歷史 西日 洋本 東 建

教育學部 文 科 文競文典 算術、歷史 面面 **产**本、束 定 発

教育學部博物科

語 (降)、文 典 物理、 化學

右試驗の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る

Ξ **若くは代敷を以て之に代ゆることを得** 駿科目中補習科若くは専攻科に於て一週二時間以上修業したる場合は試験を発除す但し算術は幾何 修業年限四箇年の高等女學校を卒業し一箇年以上補習科若くは専攻科に在學したる者は前項の試

四、前項に依り特別試験の発除を欲する者は入學願費と同時に補習科若くは専攻科に於ける修業學科 授業時敷、程度、敷科儘を記したる當該學校の瞪明沓を差出すべし

五、英文學部の英語入學試驗の程度は左の如し

英文學

スケッチブックの程度によりpp語、文典、作文、密取、會話の試験を行ふ

鍛

大學部選科生は普通本科生豫定人員に達したる場合は募集せず ルリーダー第三の程度により譯讀、文典、作文、 街取、 會話の試験を行ふ

各學部選科入學試驗科目は左の如し(規則費第二十二條參照)

學科目の外第五項規定の英語試験を要す 右試驗の程度は修業年限五箇年の髙等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右 文典 數 學 |若くは代数 歴史 | 日本、東洋 物 植物、 化學

各學部本科二學年以上には一切入學を許さず

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學す八、各學部本科二學年以上には「切入身を置こっ るため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

- ţ 髙等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し _ **韓常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試驗にて入學を許可す**
- 添へて差出すべし 但當該學校の修業艠鸖者(は本校入學期迄に修業すべき見込の證明費を入學願舊履歷費に
- 前項以外の者に對しては左の學科目に就き入學試驗を行ふ

入學を許さず 一、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試驗の上にあらざれ讀 曹、作 文、習 字、算 術、日本地理

に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明書若~は卒業、 高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外の學校に修學せし者にして第二學年以上但試驗は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ 修業の證書に學業の成績身體

の健否並に品行に関する證明書を添へて差出すべし

- 十二、入學願畬差出の後ち病氣若くは家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遲滯なく其 旨屆出づべし
- 易に許可せず志願者は入學頗儘差出の當時學部選定に關し十分なる注意を要す十二、入學願書差出後及び入學許可後に至り學部を轉科せんとするも相當の理由あるにあ
- 十四、 入學願嗇差出の際履歷嗇に記載したる現住所を變更したるものは速に届出つべし
- 五、
- 十六、 十七、 に卒業證書若くは卒業又は修業の證明書を差出すべし 卒業及び修業すべき見込の證明書を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更入學試驗時間制及び受驗者心得は試驗期日一週間前本校內に揭示す 入學許可の通知を發したる日 j j 一週間以内に入學手綴完了せざる者及始業後一週間以上無屈

缺席をなしたる者は入學取消と見做し除名す

十八、生徒は自宅よりする者の外は凡て通學を許さず 但地方在住の入學志願者にして豫め寄寓の場所を定め難き場合には單に通學希望の旨を申出で觉 き家長の職業家族の狀態及び自己との關係等を詳記したる通學願書を差出すべし本校は之を適賞 と認 但 入寮せんと欲する者は入學願書と同時に入寮願書を差出すべし 通學せんと欲する者は入學願書と同時に第十九項但書の通學願書を差出すべし 1特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓すべ めたる場合には通學を許可す

入寮通學に關する事項

日本女子大學校

)位置 を追 ふて發 水校 仮の所在 尮 し非 明治二十九年始めて本校創立の計畵を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來 地目白臺は東京小石川區の西北豐島郡雑司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水消く遠 **優も又鞏固を加へたれ** ば三十八年五月之を財恩 仏人の組 織に改むるに 至 n ता

を離

n

て天然の風趣

に富み解閑

の境自ら修養練磨の地たり

- 〇敬育の方針 たり良妻た むべき億あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を餐ひ以て淑 は 傰 としての致 小國民た Ē しめ以て人としての本分を盡さしめんとするに在り婦人としての敎育とは媂 すべき心身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる任務に従ふも飲くべからざる人格 に對し國 3 育 [民として女子の義務を遊さしめんとするに在 の觀念を與へ日本社會の一員たることを自覺せし り賢母た とは女子を器械視せず盛人視 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに任 らしめ以て女子として蠢すべき天職を全うせしむるに在 せず聞に眼 前質用の學藝のみを授けずして人間 6 め以て日本婦人としての特性を備へ しり図民 人上 は自ら としての教育とは 婦人 Ł して當然具 とし 國家社 り人 H
-)教育 智力を繰磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し 模倣し敎師に依賴するの弊に陷ることなく婦人の任務を完ふするに必要有益なる知識を收得せしむると 一時に徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學邀の原則妙理を會得するに必要なる 知識を注入することを避け生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はし の方法 |修自治他の指揮を待だす進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす 本校は如上の強育方針に基き専ら自動主義の敎育を施し學藝上に於ては自學を獎勵 め 漫に 殊に徳育に 他人を Ù 力め

現今開設せる學部左の如し

修業年限豫科一ヶ年 本科三ケ年

同

文 同

教育學部 理化數學科

物 同

科第科二部 科 同 同

高 街 校 五ヶ年

屬

爁 明 學 校 尋常科六ヶ年

覺 阴 幼 稚 園 滿 四 成 ヨリ蒲六歳マデ

〇特典 部省介第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の敎員として無試驗檢定を受ぐる特典あり 教育學部家政科第一部、 第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文

○発許學科

家政科第一部 船

家串

家政科第

〇貧 格

修業年限四ヶ年の高等女學校若~は師範學校卒業生にして豫科に入學し四ヶ年間在學卒業したる

修業年 ・限五ヶ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして本科に入學し三ヶ年間在學卒業した る

則第十九條第四項參照)三ヶ年間在學卒業したる者 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修め直ちに本科に入學し 老 規

)寮舍 級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交る (~ 庖厨酒擶の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異に るの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衞生經濟装飾等の事悉く自ら講究 に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めた は悉~之を寮舎に收容す現今寮舎の敷二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あ 經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するも 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政籔習の 元し實行 し親 う 上

法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行為證書は左の如し

念勤勞の趣味犧牲の精神を養はしむ

其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團

私立日本女子大學校寄附行爲證書

義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁殿は今般創立委員 に記載する創立委員の指導に從ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設 が小石川 /區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成湖仁巌が別 せし所 なる

協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企園し茲に寄

附行爲をなして左の條項を定む

Ħ

的

的とす

第一 條 本財盥 |法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の敎育を施すを以て目

第二條 前條に拟げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

第三條 本財側法人の名稱は私立日本女子大學校とす

事務所

第四條 轉することを妨げず 本財盥法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移

四 資 產

第五條 資産(別紙第三號表の通)を寄附す 成瀬仁巖は本財盥法人を設立せんが為めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所與一 切の

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存 3

第六條 及び本財盥法人の目的を賛助して寄贈せらるゝ資金は本財儌法人の資産に編入すべきものとす 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財則法人に拂込まるゝ資金

資産の管理に關する規程は別に之を定む

枫ぐる借川金は本財盥法人設立の上は憤務の更改をなし本財盥法人の負擔に歸屬せしむ 現在の私立日本女子大學校の姕途に供する爲め從來成瀨仁藏の名を以て借入たる別 紙第四號表に

第九條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す 本 B 一法人の資産は如何なる場合と雖も第一 條の目的以外に使用することを許さず

資産より生ずる利子及び其他の收益

入學金授業料及び其他の雜收入

經費指定の寄附金

第十一條 如 何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず 本財盥法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 其資産を本 本財盥法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を經たる後主務官廳の許可を得 財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法

設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし 評議員

本財側法人に拾乃至或拾五名の評議員を置く

第十四條 者之を托赐す 評礙員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設

第十五條 飲けた きは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相綴人と協議し又過半數の投票に依りて之を撰定赐托し又全員 るときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す **評議員に飲員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑托し現員一名に至** 本財際法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を經ることを要す り 12 ると

但し評議員 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷発することを得 (會の職制 は別に之を定む

第十八條 Ĩ 九 評議 評 |議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得 員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れ を決す

六 本財関法人を代表 理事及監事 し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿二 第廿一 條 平 事 は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿三條 條 本財団 理事は別に定むる職制に從ひ評議員會の議決に從ひ其職務を行ふ 一法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置

<

第廿四條 盤率 七 寄附行為の變更 は評議員會の議決に依り撰定屬托す

第廿五條 會の議決により必要と認めたる時は主務官廰の許可を經て之を變更することを得 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍內に於し評 〇評 諓 員 戒員

イロハ順)

茂

詔

饀 賀

置 大 大 土 部 孫 庄 兵

信

伯

伯子

爵 爵

椹

山

資

職衞

山瀬

理

数 粉

委

霣

事

敎 敎 財監 財 務 務 務 務 委 委 委 委 員 員 员 ·員事

男 男男侯 男

 住友 吉 左 衛 門

 旅 女 吉 左 衛 門

 正 井 八郎 右 衛 門

 政 海 安 安 の

 政 海 安 安 の

 政 方 安 の

 政 市 左 衛 門

 政 所

日本女子大學被規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適質なる高等の學蠽を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの歌

女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

《四條》本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す《三條》本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科は本科各部に分照し本科は分て家政學部、文學部、 英文學部、教育學部、

體育部、

美術部、

音樂部、理科學部とす

及ぼすものとす 但し當分本科に於ては家政學部、 文學部、英文學部、 教育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に

第七條 家政學部、 文學部、英文學部及敎育部の科目は左の如じ

第一 家政學部

逃修科目 必修科目 應用博物、 修身、心理及敎育、生理及衞生、應用理化、 歴史、 美術史、法制、 避法、 園遊、 經濟、 國文、 爽語、 料理、

随意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、圖畵、

必修科目 修身、 心理及敎育、 歴史、 國語國文、 體操

選修科目

料理、

音樂、

圖畵

選修科目 心修科目 英文學部 修身、 哲學及哲學史、漢文、生理及衞生、 心理及敎育、英語、 國文、 歷史 美術史、

料理、

體操

虚。

第四

隨意科目

應用理化、

法制、

音樂、

高島

教育學部を分て四科とす

必修科目 理化數學科 修身、

意科目 岡番、 音樂

家政科

随意科目 修身、 岡商 音樂 心理及教育、

必修科目 第二部 部 必修科目 隨 意科目 博物科 高調 修身、 音樂 心理及敎育、 心理及敎育、 博物、 數學、 物理及化學、 家 事、 **英語、** 體操 **家事、**

體操

心理及效育、 家事、 料理、 料理、 物理及化學、 應用理化、 裁縫、 生理及衞生、 生理及衞生、 經濟、 國語、 國語、英語

九

炎器、

體操

隨意 科 圖

文 科

隨意科目 必修科目 修身、 圖畵、音樂 、心理及敎育、

國語、

漢文、

歷史、

英語、

體操

本校各部の修業年限は豫科一ヶ年本科三ヶ年とす

休

日

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る 第三章 年 學 期

第九條

第一學期 四 [月十日より七月十日に至る

學年を分て左の三學期とす

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第十一條 第三學期 定期休業は左の如し 一月八日より三月三十一日に至る

冬季休業 七月十一日より九月十日に至る 十二月二十五日より一月七日に至る

界季休業 四月一日より同月九日に至る

日.

定日休業は左の如 十一月廿三日 十月十七日

> 天 秋季皇靈祭 長

孝明天皇祭 節

十一旦三日 一月三十日

+

授

業時

間

學

科課程

五月 # + 八 H

月

日

春季皂靈祭

本校創立紀念日 四月二十日

		数、幾 何	哎、文 法	作文、文法	倫理	目
						時授
	Ξ	Ξ	∄ .	九		間業
		體	音	6	料	
,	計					科
		操	樂	嗇	理	
		教育超操、	唱樂、樂!	. 📓	料	
	•	容儀 数 数 数 操	器練習(階	嗇	理	目

習(随意)

二九

英

語

講

讀、

國

語

及

漢

文

講讀、

傪

身

實

踐

科

家

政

學

部

豫

科

時授

間業

數

學

代

数、

裁

縫

裁

冢

政

學

部

黎

科

E

同

C

文

學

部

豫

科

<u>+</u>

家		家	·	家			國	英	修		
政		政		政			ŀ			科	,
學		學		學							
部線		部豫		部豫			嚭	語	身		
科	敎	科	敎	科	敎		講	書音取讀	實		英
12	育與	17	育	i:	育趣		諦詖、	, ,	踐		文
同	教育學部家政科第	同	教育學部博物科豫科	同	教育學部理化數學科豫科		作文、	作譯 文解	倫		學
じ	家	U	博	U	理		ł	, ,	理	目	部
	製		物		化		文法	文會 法話	≯ ⊒±		豫
	第		豫		學		 				科
	32.17		科		科			=		時授	
	部豫科				科		<u>=</u>	<u>LE</u>		間業	
	科								體		
							計			.科	
					1						
									搡		
	'						·		数普		
									教育體操、		
	ŀ								容儀體操 發體操	目	
								,	採採		
						'					
										時授	
			<u> </u>				八		=	間業	

修	4	*	
	年		
	/科	٠,	
身	/ 目	家	
	時授	政	
=	間業	學	
倫實	第	部	
避理	<u> </u>	本	
命	學	科	
學理	Æ	•	
=	時 授 間業	•	
同	第		
	11		
	學		
上	年		
	時授 間業		
實	第		
踐	Ξ		
倫	學		
理,	年		

	家政學部豫		
•	科に同じ	教育學部文科豫科	
	ŧ	科豫科	
•			

1110			計	1:	経 裁	裁
1	教育體操、容儀態操 普通能操、遊戲的操	操 ——	搬	=	學代數、幾何	數
	唱樂、樂器練習(隨意)	樂	T	Ti.	部 講 酸、文 法	英
-	圖	盐	國 .	六	及漢文 講讀、作文、文法	國語
	料理	理	料	1	身實踐倫理	修
時授 間業	囯		科	時授間業	科目	
		•	科	一部豫	教育學部家政科第	

修	:	選]		科		修		j.	<u></u> 达
法	美	歷	應		體	料	英	國	經	家	應	生	心
			用	計				ŀ			用	理	理
	術		博	111							理	及	及
制	史	史	物		操	理	⊕	-	濟	事	化	衞生	教育
	- X		120 		15%	—	語	文	<i>(</i> #	#	776	4	F
				==	=	四四	折.	=		=	=	=	=
	本	西	應		教整	西日	部	售文		家	應	生	心
	邦		用		教育 體操、	洋本	讀	學		家事(用		
	美	洋	.			料料	•			實習	理	理	理
	術		博		容 遊 機 體 操 操		文	撒		回)	化		
	史	史.	物		操操	型型	法	本論		1)	學	學	學
	_			1 11	_	me	 -	清沙		1	_		
	H			<u> </u>	<u></u>	四	<u> </u>						
	西洋	西			同	同	同	文	家經	家事	同	家婦	教
	美	洋						作文文法	庭	(實習		庭人	育
	術	••						法	經			衞衞	''
	史	史			上	上	上		濟學	回)	上	生生	學
				_									
=		_		<u>九</u>	-	四_	五_			=	_		=
法		西			同	同	同			家事	同		皇兄家
		洋								家事(實習)			設定
		11					•			習			新研敦
制		史			上	上	上			回	上		定究青

	必	*	,	
歷	心	修	科	
	理		_/	
Ì	及		學	
	敎			ميب
史	育	身	/年	文
			時授	歐
八	=	=	間業	部
西本	心	倫實	第	本
一邦 洋史			_	科
史	型	理倫	學	
四四	學	學理	年	
			時授出業	
四	=		半	
同同	敎	同	第	
	als:		=	
产于	育		學	
	學	上	年	
			時授間業	
	兒	質	第	
	重	踐	Ξ	
	研	偷	學	
	究	理	年	

目	和	1 7	意	隨		目	科
圖	香樂	文.		哲學及哲學史		裁縫	禮法
			1.1	_		四四	_
						裁	禮
						縫	法
		-1	1-1	_		四四	
						同	同
						上	上
		1		1	1 1	旦	
						同	同
							-
					ŽĮ.	上	上

必		
修	科	
	具學	
身	年	英
=	時授 間業	文
偷寶	第	學
理		部
倫	學	
學理	年	
=	時授 間業	
同	第	
	=	
	學	
上	华	
=	時授 間業	
厚實	第	
践	Ξ	
偷	學	
學理	华	

目	科修	選		E			科		修
Ø	音	料		體	英	漢	國	國	人
			計					ı	文
畵	樂	理		操	証	文	文		史
			二八	1.1	<u> </u>	ا <u>ا</u> ق	-1	٤	
				教育能操、容儀	講 讀、文	講	及 作 歌	文學概論	
				松松松	法	韶	(=)	ΞĒ	
			114	1.	<u> 3i</u>	. 1]	<u></u>	ឮ	
•				同	同	同	同上(二)	同上二	西洋人文史(
				Ŀ	上	上	11)	=	
			二七		<u>−11.</u>	1]	E	ī	10
				同	[ii]	同	同	同	同同
				Ŀ	Ŀ	上	上(二)	上(四)	上上(五)

目		科	修		選		目		乖	}	催	<u>*</u>
料	園	美術	生理及衞	漢	哲學及哲學	計	體	料.	歷	國	英	心理及数
理	藝	史	生	文	學史		操	理	史	文	語	育
			11	11			1	111	_	=		=
			生	講	哲		教育階操、	料	잴	講	作散文文、	心
					學總				洋	讀時	文美典文	理
		•	理	蘐	論		容遊戲體操	理	史	文	講讀	學
<u> </u>		=		11		==	=				1 11	=
		西洋	衞	同	哲		同		同	飜修	修同 辭	敎
		美術			學					餅	學作	育
		史	生	上	史		上		上	譯學	交上	學
						<u>-</u>			_			=
	图.						同		同	飜	文同 學	見家
,											史、作	計量庭
	· 🕸	-			<u> </u>		上		Ŀ	譯	文上	生究育

	B	乔	¥	· 修	Ç	必		
體	家	英	物	數	心	修	科/	
			狿		理		a /	
			及		及		季	
			化		敎			ملخ
操	事	語	學	學	育	身	年	教育
	1	7		~~	6113		一 時授 間業	學部
		<u>Fi.</u>	五	Fi.	<u>11</u>			理
救 育 通	家	講	物	箅	教心	倫貫	第	花
機機操		讀	理	術	-45 XIII	殿	-	數
容遊 健戲		文	化	代	育理	備	學	學科
操操	專	法	奉	数	史學	學理	年	本
=	11	त्रा	拞	∃i.	19	- 1	一 時授 間業	科
同	同	同	[4]	代	保敎	同	第	
				數	育 法 育			
				幾	敎		學	
上	Ŀ	Ŀ	上	何	授法學	上	年	
=		五	六	四	四四	11	時授 間業	
·同	同	同	同	Ξ	當管	質	第	
				角	今四外の	踐	111	
				ייל	教兒	倫	學	
上	上	上	上	法	間所題究	理	年	

目	科	意	隨
·		1 1	
圖	香	法	應
			用
			理
嗇	樂	制	化
•			
			=
		法	
		制	

				·	<u> </u>				<u></u>			
	目		科	修		必	•		第三	目科	意隨	
	體	家	英	博	心	修	科		三學	音	圖	
計	0				理				年に			計
					及效		/學		於て			B1
	操	事	語	物	育	身	年	教育	は本	樂	酱	
三五	_	_		10	777		時授間業	教育學部	學年に於ては本表の外敎授法の敎授と相連絡			=
11.	数藝	家	游	動植	図の数心	のの倫質	——	博	教			五
	教育體操、	- M	٠	到加	AC.U.	1		博物	法			!
			讀		育理	理		科太	教			
i	容儀 機 機 操 操		文	物(四)		倫		本科	授と			
	操操	事	法		史學	學理	年		相連			
三五	-	-	五	10	四四	_	時授 間業		絡し			三五
		同:	同	生籤動	 0	同	第		各週			_11.
				生鳜動 理物	育		_		實地			
	•		a	衢地 生質物	法で		學		数据			
				(六二)	教 授 法學				の姉			
	<u>.</u>	上	上 —		法學	<u>上</u>	年					•
五	_=_		五	10	四四	=	時授 間業		し各週實地教授の練習を課す			五五
	同	同	同	星鑛	當管	質	第					
		.		理物	當今內外の	踐	Ξ				.	
				衙 地 生(の 教兒	偷	學		·		·	
	上	上	Ŀ	生(六)	の 対 対 対 関 研 究	理	年					

						X	,* .e	**************************************	
		修				必			
部二	二第	部-	第	料	家	心	修	科/	
裁縫	應用理化	數學	物理化學	理	事	理及教育	身	目 學	敎
ME	71.					F) 		時授間業	育學
=	=	四	八		=	=/	<u>=</u>	間業	部
裁	物	代	化物 學理	料	家	緇心	偷實	第	家政
	理化學	數、三	(四)(實驗	理(質問	事(實習	理理	踐 理 偷	一學	科本
縫	一般 回線	角法		21回)		學學		年	科
<u></u>	11	四四	八	1	=	=		時授 間業	
闻	同	代	周闻	同	同	敎敎	同	第	
	上(同		上(質驗	上同	上金	授削		二 學	
上	ᇰ	数		占	(質智二回)	法學	上	年	
1=	[]		八		=	四	-	時授間業	•
同	同		同同	同	间	敦敦	實	第	
	上(同		上(同	上宣	上高	教育演習	踒	Ξ	
上	上)		步步	上	宁	管理法	倫理	學年	

目科 意隨 第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し每週鬒地教授の練習を課す 音 圖 樂 嗇

笑きる

必

修

身

偷實

學理

同

上

實

踐

倫

理

___ 蹊 理 面面

時授 間業

第

倫學

年

時授 間業

第

學

年

時授 問業

第

Ξ

學

年

第三基金 l 力 l l z 录の夕澄 1 2 0 発抖 l 本 追称 し 質 均発 打 の 終習 る 記 で 教育學部文科本科

	<u>小文</u>		(C))ē)	•				
第	日科	意隨	目						科
	香	. 📓	• #		體	英	國	經	生理
學年に於ては本表の外敵授法の敎授と相連絡し舊地敎授の練習を課す	樂	畵	第二部	第一部	操	स्थाः विद्या	韶	濟	及衛生
表の外が			1110	二八	1]	[1]	11		
议设法					教 裝 育道	識	講		生
のい					教育假操、	额	讀	•	理
受し					容遊	文	作		
相通					报报 操操	法	文		歇
路し鉄			1110	二八	11	[1]	-1		=
地数					,同	同	伺		衞
受の東郊									生
と思					上	上	上		翠
g g			0111	그곳	11	111	1.1	[]	
				•	同	同	回	凝	
								濟	
					.上	上	上	罄	

第十 第十六條 四條 · 五條

目科意隨

圈.

嗇

計

二九

九

三 つ

音

樂

科

歷

史

五

東本

洋邦

五

西東本

洋洋邦

史史史

四

西本

洋 邦

史

史

漢

文

五

褯

誻

六

同

Ŀ.

六

同

目

體

操

教育體操、

容儀 能操

三

同

上

同

Ŀ

爽

語

Ξ

瀧

ਹ

文

法

Ξ

同

上

同

Ŀ 史 处 Ŀ 修

叭

理

及

敎

育

國

嚭

()

講讀

文法、

作文

九

文講

學文 學法

九

同

讀

本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す 生徒の卒業は各科目平常 生徒の及落は各科目平常の成績により敎員會議の議決を以て之を評定す

第 五.

章 及 落

卒

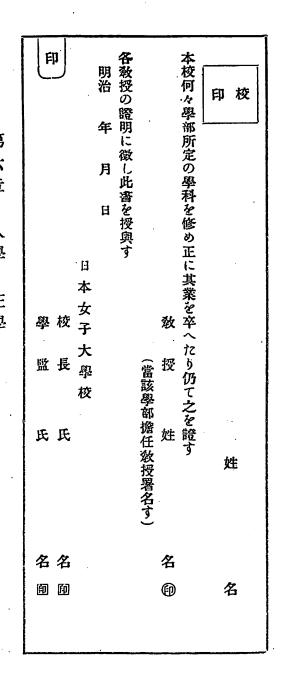
業

第三學年に於ては本表の外敎授法の敎授と相連絡

し毎週質地教授の練習を課す

の成績 と卒業論文を参照し教員會議の議決を以て之を評定す 淪

牆心 理理 學學 敎敎 授育 作 史文法學 四 教教 育法、 演管 理習法



第十八條 第十七條 **闘魯音樂の科目に就て試験を行ふ** 有する者とし其他は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歷史地理數學理科家事裁縫 但し豫科には缺員を生じたる場合臨時入學を許すことあるべし 定期入學は毎學年の始め一回とす 第六章 入 學 在學

無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齡十六歳以上にして左の資格の一を

但し英文學部豫科に入學するものは英語の試驗を課す

- 一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生
- 専門學校入學者檢定規程に依り無試驗檢定を受くる資格を有する者
- 一、專門學校試驗檢定合格證蓄を有する者
- 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了した る者
- 第十九條 本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生 無試驗にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齡十七歲以上にして左の資格の一を

有する者とす 但し英文學部に於ては英語の試驗を課し敎育學部に於ては敎員たるに適當なりと認めたる者に對し學

一、本校附屬高等女學校卒業生

力檢定の上入學を許可す

- 一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生
- 一、師範學校卒業生
- 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修めたるもの
- |し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし
- 第二十條 **弱二十一條** ひ入學を許可す 専門學校入學者檢定規程により試驗に合格し倘一ケ年以上の學歷を有するものは特別試驗を行 入學志願者は左の舊式に從ひ入學願審及履歷書各一通を差出すべし

籍所 図 市 區 町 番 地 郷 対 野 脚 南 田 町 番 地 地 で 地 で かんやまは、 無試験にて」を略すべし

本

年 月 此段相願候也 私儀御校何學部(本 日二 本 日 女 科)へ入學仕度候間「無試驗にて」「試驗の上」御許可被下度別紙履歷書相添料)へ入學仕度候間「無試驗にて」「試驗の上」御許可被下度別紙履歷書相添 子 大 履 排 學 歷 校. 士 杏 F. 族 氏 平 名 民 殿 何 某 姉何 右 何 妹女 何 生 離 年 用紙美濃紙 月 ED 誰 B

兩親の有無年齡

現住所

生

地

轉住(何歳より何歳迄何地轉居す云々)

生年月日

本

籍

縣府

國

郡市

衬町

銮

士族

弈

民 地

何

某

姉何

妹女

何

誰

父兄の職業

第二十二條 右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人 に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也 但拙者轉居或は改印の節は速に御屆可申候也 印收三 入學の許可を得たる者は左の曹式に從ひ在學證費を差出すべし 右 年 赏 何年何月より何年何月まで何地何誰に就て何學を修業す 何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業 紙入錢 之 本現 通 罰 月 籍住 E H 縣府所 在 傶 國 巫 也 邓市 證 菲 盟 睿 村町 **寸**: 職本現 番 族 籍 住 地 平 業族所 R 何 右 某 何 何 姉何 姉女 生 年 月 用紙美波紙 日誰 誰

A 何

保 證

年 月 誰

日印

生

Н

本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分

第二十三條

に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す 但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十四條 保證人長〜旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ屆出べし

第二十五條 保證人の死去叉は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證

書を差出すべし

第七章 退學 休學

第二十六條 、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

三、引續き一箇年以上缺席したる者 一、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

四、正當の事由なくして引續さ一箇月以上を缺席したる者

第二十八條 第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得

て一學年以内の休學をなすことを得

二十七

休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 特 待 生

第三十條 り敷員會議を經て特待生となし次學年の授業料を発除することあるべし 本校本科第二學年以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依

第九章 選 科 生

第三十一條 各學部の一科目又は敷科目を選修せんと欲する者あるときは敎授上の差支なき場合に限り選

科生として入學を許可す

但選科は必ず修身科を氣修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齡十七歲以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに

但し第十九條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

堪ふると認めたる者に限り之を許す

選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第三十三條

第三十四條 入學願書履歴書等の書式は本科に準す 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第十章 研 究 科

研究科は本科卒業生及び選科修丁生にして尚進で一層高等の學藝を修めんとする者の爲めに

第三十八條 研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものと 研究科の修業年限は三箇年以内とす

第四 第三十九條 一十條 研究科生は校長の許可を得參考の爲め本科の講義に出席傍聴することを得 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十一條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第十一章 科外講演

第四十三條 科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとす

科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

第四十四條

者とす

第四十六條 第四十五條 専問の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講

第四十七條 し聽講料は講演の長短に依て規定すべし **聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし**

第十二章 學. 鬱

第四十八條 受験入學志願者は左の規定に從ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

、定期受驗入學者 **金震圓五拾錢**

入學の許可を得たる者は入學料金貳園を在學證書に添へて納む べ L

授業料は一學年金叁拾叁圓 とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべ

二學期 拾貳圓. 第二學期 拾寬圓 第三學期 九圓

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべ L

十一條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期の初

め五日以内に分納すべし

第五十二條

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十三章 規

り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同樣の共同生活を懲むべきは勿論 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮 争々に秩序を保ち時間を守

第五十五條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習ばしむ 寮生は長幼の差別なぐ凡て各自相當の家事を分擔せしむべし 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ

第五 第五十九條 一十八條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め 本校々臋は寮の衞生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の収扱をなすべし

用の常識を養はしむ 但し時價の高低に依り增減することのるべし 條 寮生は左の寮費を毎月前納すべ L

普 通 寮 寮 壹

扔

叓

寮

寮

壹圆五拾錢

食 食

料

九

圓

六圓五拾錢 六圓五拾錢

風 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の睿式に從ひて入寮願書を差出すべし 察 寮 ス 寮 願 渡 圓

第六十

右(御校へ入學許可の上は)入寮爲致度此段相 月 本 女 B 子 大 學 校 長 氏 名 現 住 願候也 殿 右父兄 何 住 學 所 所 部 岩くは保證人) 何 年 生 何 。姓 誰

名

印

生 徒 J) 得

本校の生徒だる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝこ

となく常に左の條 々を恪守實踐すべ ਝੇ ĪŞ

め自ら制し 節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべ 勅語の聖旨を奉體 て安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就 <u>\$</u> ~: きは 勿論固 四く本校 教育の趣旨 を服 腐 L 校規を遵守し師友を敬愛し自ら修 き溫順恭謙にして學に誇らず信義

關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの知力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も 學を修め甊を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管 **教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陷ることなく博識** 効力を有し應用自在ならんことを期すべし 多能ならんよりは寧ろ事物の眞相 萬般の事物に接し

に遺し 奎 家の主婦たる重任を負へる女子にして顧弱多病なる時 るまで凡て衞生の道を守り身體の强健ならんことを務むべし 社會を害毒するの恐れ あれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし は一身一家の不幸は云ふも更なり除 衣服より飲食讀書睡 、累を子

校 職 員 (イワハ順)

同同同效學校

邦

٨ 物

本邦史、

國文學

邯

村

郞

濺 濺

上 瓚

秀

史

服芳萩井市麻成

助一之

他矢由

同同同同同同同同同同同同同同同同同同

西西經 應 倫 國 勁 兒 裁 衞 數 漢 日 國 博 法 西 日 生 國 洋 洋 用 理 文 物 量 本 文 美 理 文 疾 歷 理 敎 研 術 證 史 迕 濟 化 育 學 學 究 縫 學 學 學 魯 學 物 制 史 法 學 學

固動藏義藏即廖郎こ助董作章一郎人治務三銀

 理
 器
 プマ

 理
 数文
 理

 學
 學
 學

 博
 博
 博

 士
 士
 士

英一龍佐秀古太郎ン廠ね藏太吉平ス泰昇助民

務務

佐堀上寺

校

罂

科外講師

耳鼻咽喉科病院長 東洋內科醫院長

> ド醫 文醫文 醫文樂男 文 タ 學學 學 博 博 博 博 ル 士 士士 士士 士 士 士 士

圆郎安 次通年至郎郎藏純武宅郎 點壽名水

凹屬高等女學校規則

第一章 總 則

條 附屬高等女學校は日本女子大學校內に置く 日本女于大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第

等二至 斗门 多意三克 基月 分

第二章 科目 修業年限 學期 休業

附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歷史、地理、

理科、

傑『附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす働、音樂、體操とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に從ふ第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ケ年と

學科程度及時間配當は左の如し 第二章 學科課程 及落 卒業

第六條

阈 修 Ė 語 時一間週 高等 作の要旨 習講讀 第一 年 女學校 作 字文 學 時一 間週 七 學 同 间 第二 科 學 課 年 上 Ŀ 程 時 及 間週 五 時 同 同 第三 間 學 表 年 上 Ŀ 時一 間週 Эî. 交同 同 第四 揧 年 法上 Ŀ 時一 間週 \mathcal{H} 同 同 第五 學 年

当十七

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第七條

生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により敎員會議の議決を經て之を許定す

合

計

三〇

三〇

三〇

三〇

E

體

操

Ξ

普遊

通

體

操戱

 \equiv

闻

上

Ξ

同

上

Ξ

同

上

同

Ł

圌

촒

自

在

蕃

同

上

幾自

何在

審審

同

上

同

Ŀ

音

쑗

單

音

唱

歌

间

上

複

音

唱

歌

同

Ŀ

同

Ł

栽

縫

四

播縫方、

裁 方方

四

同

Ł

M

同

Ŀ

Ξ

同

Ŀ

同

I-

衣、

食

住

整家者

理計病 經濟育 等記兒

家

塞

數

巫

箅

術

同

上

[ii]

上

化

數

幾

何

理

科

動植

物物

物動

理物

化物

學理

生理、

鵆

生

鏃

物

外

國

語

五

魯取、智字、文法 歌方、釋解、含話

•

Ŧī.

同

上

五

F

上

五

同

上

五

同

上

ラナス

歴史

地

理

本

邦

地

理

外

國 地

理

Ξ

本

邦

史

外

囡

史

地外

文史

凾

第四章

定員

入學

退學

第十條 時入學を許可することあるべし 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總で試験の上臨

第十一條 るも其他は總て試驗の上にて入學を許可す 年齡十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試驗にて入學を許可で

第十二條 但相當年齡に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總で 試驗に依る 入學志願者は左の魯式に從ひ入學願書及び履歴書各一通を差出すべし (用紙美濃紙)

入

學

願

書

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試驗にて)(試驗の上)御許可被下度別 本 籍 縣府 國 郡市 菲 昴 士 村町 族 番 平 地 民 何 某 姉何 . 妹女 生 年 誰 月 H

女子大學 校長 氏 名 殿

H

本

紙履歷書相添

へ此段相願候也

月

日

右

父 何

兄

誰

印

三十九

右 年 一生地月日 現住所 之 賞割 兄父の職業 轉任(何歳より何歳迄何地に轉居す云々) 何年何月より何年何月まで何地何誰に就き何學を修業す 何年何月より何年迄何學校にて第何學年修業中或は卒業 兩親の有無年齢 通 月 12 H 本 候 籍 业 縣府 履 阚 歷 郡市 噩 士 村町 族 番 平 地 民 何 右 某 父 何 姉何 兄 何 妹女 誰 離 即

四十

入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に從ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十五條 正當の事由なくして引續き一個月以上飲席したる者 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べ

引續き一個年以上飲席したる者

體質虚弱にして成業の見込なしと認めたる者

第五節 學

第十六條

受験入學志願書は左の規定に從ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

企 一 企

圆五拾 壹

餤 O

定期受驗入學者

臨時受驗入學者

第十七條

入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條

受業料は一學年二拾二圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期

九、

圓

第二學期

B

第三學期

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

校費は第一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず但し事情に依り毎月初に分納することを許可することあるべし第一學期 貮 圓 第三

寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

規

校 員 (イロハ順)

本

同同同同同同同教學校

裁習圖裁國歷音理

縫字毒縫事理樂身

史

地

諭監長

科

修

若小戶本穗八伊井廳成

問積田藤上

之

里助郎哲銀敏鈴秀藏殿

正 仁

壹圓五拾錢

同同同同同同同同同同同同同同同同同

縮

數國修體作國理體音家英理圖歷音理習理裁數身. 史

理 英學語科操法語科操樂事語科畫語樂科字科幾學

権弘平白笹西櫻蘆安手小藤松村長永中丹田樺 山田野規木 た 塚泉田 井田井 梅 中 正 由 坂 み な か 康 よ だ 太 う

繁己濱郎幸の美茂孝ね代ね昇勤久い郎め貞董

附 屬 豐 明小學 規 則

第一章 總 則

第二條 第一條 活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし乗て本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生

第二章 科目 修業年限 學期 休業

裁縫とす 附屬豐明小學校の敎科目は修身、國語、築術、 日本歷史、 地理、 理科、

圖書、

唱歌、

體操、

手工

學年、學期、及休業は本校の規定に從ふ

尋常小學科の修業年限は六箇年とす

第五條

學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

修	数/
身	學 年
=	時報問週
旨道	第
德人	學
要	年
=	時 毎 間 週
同	第
	學
Ŀ	年
=	時毎間週
. 同	第
	墨
上	年
	時 毎間 週
同	第
	四學
上。	年
1	時毎間週
同	第
	五
上	车
=	時毎間週
同	第
	六墨
上	年

						
唱		理	地	日	算	國
		1		本		
				歷		
歌	圕	科	理	史	術	語
					四四	八
單平音易		•	,		乘方方ヶ圍ノニ 除及 `ル内數十	シリキミ通易假發 方方方方文ナ名音
唱ナ					加書數ニノ以	・・・・ノル及・
歌ル	形				減キへ於範下	話級書讀普近
<u> </u>					五	10
同	同				加書ル内數百	シリキミ通易文常假
į				Ċ	減キ數ニノ以 乘方へ於範下	方方方方文ナ字須名
上	上				除及方ヶ園ノ	話綴書讀普近ノ日
	<u></u>				五.	=
同	形簡				滅通	話綴書讀普近ノ
	體易ナ	}		ļ ,	乘常	シリキミ通易文常
上	ر بر _د .				除ノ 加	方方方方文ナ字須
_					五.	<u> </u>
同	同			+	加書呼及減通	同
			,		減キャ小乘常	<u>f.</u>
上	Ŀ	•			方方數除ノ 及、ノ、加	Ŀ
-		=	<u> </u>		<u></u>	九
單	同	現又物植	ノ日	<u>.</u> ノ日	数易計幣度加	綴書讀普ノ日
單音唱歌		象自、物	大本	大本	ナ算及量減	リキミ涌文常
唱	Ţ	然碳	要地	耍歷	ル、時衡乘	方方方文字须
0次	上	ノ物動	理	史	小簡ノ貨除	・・・ノ・知
			_		. <u>p</u> q	九
同	同	同	續前	續前	比簡小	同
			キ学年	キ學年	例易數 ナ分	
上	ĿŁ	上	7	1	ル数	<u>.</u> E.
					<u>`</u>	

四十六

第十	第十	第九		第八	第七條				i
一但	條	條		條	條		裁	孝	體
員	定期	附與		各與	生徒	計	<u>:</u>		
八學志院	入入學	慶明	sz:	各學年の課程を修	の及		縫	I	操
関は	は毎	小學	第四	深程:	及	111		<u> </u>	11)
入學志願者は左の曹式に從ひ入學願書及び經歷書各一ある時は臨時入學を許すことあるべし	定期入學は毎學年の始め	附屬豊明小學校の生徒定員は凡そ三	四章 定員	了し	生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り敎員			細男ナル	遊戲
式許に		定員	員	な。	科目				=
從こと	回とす	は凡	入	者に	平常			同	同
入學願	す	そ三百	入學	は修業	の成績			上	上
書し		百名とす	退學	證本	に依	14		=	Ξ
び経経		す	学	を授申	り教員			同	普通體操
腔				残しる	會			上	操戲
合一				至效	成の	毕		=	Ξ
通 を				科を	決議	·		一同	同
一通を差出すべし				修了し	會議の決議を經て之を評定す	·		上	上
<u> </u>				たって	こ な	_		=	Ξ.
<i>(</i>)				者	評		類通運 ノ常針	同	遊普通
				には卒	上す		類通選 ノ常針 縫ノ法 方衣	上	遊過體操
H 紙				業證書		_ 贡_		一同	三同
用纸类放纸				たる者には修業證書を授與し全敎科を修了したる者には卒業證書を授與す		•	方方方類通常 ・ 総裁縫ノ ヒチヒ衣	Ŀ	ĿĿ
••				\$	• •		•	لحسند	

籍解介入

國

華 郡市 願 上 村町 書

平 地

族 番

民何

某 姉何 妹女

右之者御校附屬豐明小學校へ入學仕度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相顯候 年 一交兄の職業一兩親の有無年齢 一生年月日 生地 現在所 | 轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々) 何年何月より何年何月迄幼稚園在園 月 · 日 本女子大 日 本 籍 縣府 經 學 國 歷 校 郡市 轞 長 書 氏 士 村町 名 族 番 殿 李 地 現在 民 右 父 兄、或 何 所 某 何 は 何 姉何 後 妹女 見 生 人 年 誰 月 (用紙美濃紙) eli 也 誰 龤 Ħ

四十七

右 年 之 通 月 12

候

也

H

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

第十四條 第十三條 但し在學證書の嘗式は本校の規定に從ふ 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ屆出づべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし

第五章 學 費

授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

附 豐 明 幼 袁 则

第一章 總

粥

偨

則

附屬豐明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす。

兄 何

右

父

誰

FP

附屬豐明幼稚園は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 在園年限 休業

幼兒の年齢は隣四年より小學校に就學するまでとす 保育科目は自然觀察、遊戲、 音樂、 談話、 手工とす

第四條

退園

休業日は本校の規定に從ふ

幼兒の定員は凡そ五十名とす 第三章 定員 入園

第六條

入園は毎年四月とす

入園志願者は左の曹式に從ひ経歴鸖を差出すべし

第八條

但缺員ある場合は臨時之を許す

經 歷 密

何 村町村町 何 番 地

族 住

何 何

郡市

何

何

某

用紙卷總紙)

何

所 籍

東何北 京府海縣道 市府

併記すべし)

家長の職業

何官何商工何肚の何役等(他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも 番 地 何 某 平籍 内 士 民族

出生地及其土地の情況

某 弟畿 妹男 ·袋女

四九

出生年月日 牛乳

養營品 生母の乳 乳母の乳

乳粉等

養育せし場所 種痘或は天然痘 自宅 乳母の宅等

痘

兄弟姉妹の數及健否 兩親の年齢及健否 生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

氣質 食物其他の好惡

其他特別の事情 通 12 御 座

右

之

候 也

右 後父 見 人兄 何

某

在 證 入園の許可を得たる者は左の魯式に從ひ在園證舊を差出すべし

何

上 民何 某 幾男女 生

年 月

某 日

H

牟

月

第九條

煑

何府縣何

ÉD

| 國何市 何村何番地平

紙入錢

印收三

五十

第十三條 四 條 一條 幼兒又は保證人轉居したる時は 引受可申候也 右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て 保育料は一箇月金貳圓とし毎月五日以内に納むべ 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より屆出づべし 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべ 幼兒缺席することある時は其理由を屆出づべし 年 月 第五章 B 本 H 女 子 大 園料 學 直に届出づべ 校 保育料 長 東京市 何北 氏 府海 监魏 名 右 何 L 保 殿 區 平難 何町 證 L 士 L 民族 何 番 即住居 何 某 印

同同同同數員

小學校幼稚園職員

文學工

士 字 小 山 武 藤 河

代丸

野本井原野ちり

い

五十一

宮

5 5

同同幼同 報 関保 郷

奥松甲小

田田川

たし は 芸

めい藤る

	7/的 3		
No	50	当時 幹日聖	件
分粉			
10			
画			
4			
'			
	St. 10 Sec.	بالله	

.

·

東京市小石川區高田豐川町十八番地 日本女子大學

(電話番町七七〇) 脧

並 واولواولوا 規則、附屬豐明幼稚園規則、附屬豐明小學校附屬高等女學校規則、附屬豐明小學校 則

學部學科撰譯《關する注

政學部本科第一學年級及 學科を選定せらるべし。學志望者は自己の境遇性質等に參照して熟考の上入學志望の學年度生徒を募集する學部學科と其特色の大要とを左に紹介す。 U

弊を避け、勉めて理論で實際とを調和て、教授は常に實際を重んじ、徒らに て、教授は常に實際を重んじ、徒らに理論に偏して實際に疎なるの庭生活の現狀を標準として必要なる科目を統一編制したるものにし養成し、家庭の婦人としての天職を完成せしめんが爲めに我國の旋し、母たり、妻だり、又主婦たるに缺くべからざる性格と技倆とを本學部は特に中流以上の家庭の中心たるべき女子に適切なる教育を 婦人を養成せんとするものなりo せしめ、 堅實にし 7 活用

ある

英文學部本科第一學年級及び 豫 科

の力を得せしめ、又後來子女の家庭教育上大に之を利用して母たる種の學科を研究せしめ、それに依つて普通の知識を收得し擴張する其活用力を養ばしむると同時に、出來得る限り英語の教科醬にて諸なる思想感情に當みたる英語を學習して、高潔なる品性を修め且つなる思想感情に當みたる英語を學習して、高潔なる品性を修め且つに於ては、之に加ふるに日進月步の知識を傳播するの要具として普に於ては、之に加ふるに日進月步の知識を傳播するの要具として普本學部は實用語として最も廣く世界に用ひらるゝのみならず、我國本學部は實用語として最も廣く世界に用ひらるゝのみならず、我國

支持するの學力を得せしむ。の職務を有効に完成するの用に供せしめ、

或は英語教師でし一身を

豫

に、第一部に於ては家事科の基礎學とも稱すべき密接不雕の關係あるより無試驗にて家事科の中等敦員たるの資格を授けらるゝと同時家政科第一部及び第二部の卒業生にして成績佳良なるものは、文部を修めんとする者にして、本學部の學科中自己の性質に適するものかるも、其天職中の最大天職たる母たるの本務を完ふするの準備らざるも、其天職中の最大天職たる母たるの本務を完ふするの準備らざるも、其天職中の最大天職たる母たるの本務を完ふするの準備らざるも、其天職中の最大天職たる母にるの本務を完ふするの準備 教育學部家政科第一部本科第一學年級及び

第一部に 小を研究 τ 72 ·b ・主婦たる者に心要なる知能を開發する事|部に於ては婦功として最も大切なる裁縫

なりの

學志願者心得

入學に關する

- て差出すべし(規則費第二十一條参照) 本校各學部及び豫科に入學せんと欲する者は規則鸖に定めたる入學願舊履歷書の外左の沓類を添
- 卒業瞪鸖若〜は本校入學期迄に卒業すべき見込の證明書 卒業者〜は在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健否並に品行に關 する證明書
- 以上の學歷を有する者に課する特別入學試驗科目は左の如し(規則舊第十九條第二十條參照) 修業年限四箇年の高等女學校卒業生若~は專門學校入學者檢定規程により試驗に合格し倘一箇年

政 作號、文典 物理、 化學

作購 文章、文典 算術、歷史 西田

文竄 文 实 典 算術、歷史 西日 洋本 東 建

教育學部 文 科 文競文典 算術、歷史 面面 **产**本、束 定 発

教育學部博物科

語 (降)、文 典 物理、 化學

修業年限四箇年の高等女學校を卒業し一箇年以上補習科若くは専攻科に在學したる者は前項の試 右試驗の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る

Ξ **若くは代敷を以て之に代ゆることを得** 駿科目中補習科若くは専攻科に於て一週二時間以上修業したる場合は試験を発除す但し算術は幾何

四、前項に依り特別試験の発除を欲する者は入學願費と同時に補習科若くは専攻科に於ける修業學科 授業時敷、程度、敷科儘を記したる當該學校の瞪明沓を差出すべし

五、英文學部の英語入學試驗の程度は左の如し

英文學

スケッチブックの程度によりpp語、文典、作文、密取、會話の試験を行ふ

鍛

ルリーダー第三の程度により譯讀、文典、作文、 街取、 會話の試験を行ふ

大學部選科生は普通本科生豫定人員に達したる場合は募集せず 各學部選科入學試驗科目は左の如し(規則費第二十二條參照)

學科目の外第五項規定の英語試験を要す 右試驗の程度は修業年限五箇年の髙等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右 文典 數 學 |若くに代数 歴史 | 日本、東洋 物 植物、 化學

各學部本科二學年以上には一切入學を許さず

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學す八、各學部本科二學年以上には「切入身を置こっ るため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

ţ 髙等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し

- _ **韓常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試驗にて入學を許可す** 添へて差出すべし 但當該學校の修業艠鸖者(は本校入學期迄に修業すべき見込の證明費を入學願舊履歷費に
- 前項以外の者に對しては左の學科目に就き入學試驗を行ふ

入學を許さず 一、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試驗の上にあらざれ讀 曹、作 文、習 字、算 術、日本地理

に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明書若~は卒業、 高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外の學校に修學せし者にして第二學年以上但試驗は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ の健否並に品行に関する證明書を添へて差出すべし 修業の證書に學業の成績身體

十二、入學願畬差出の後ち病氣若くは家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遲滯なく其 旨屆出づべし

易に許可せず志願者は入學頗儘差出の當時學部選定に關し十分なる注意を要す十二、入學願書差出後及び入學許可後に至り學部を轉科せんとするも相當の理由あるにあ

十四、 入學願嗇差出の際履歷嗇に記載したる現住所を變更したるものは速に届出つべし

五、 卒業及び修業すべき見込の證明書を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更入學試驗時間制及び受驗者心得は試驗期日一週間前本校內に揭示す

十六、

十七、 に卒業證書若くは卒業又は修業の證明書を差出すべし j j 一週間以内に入學手綴完了せざる者及始業後一週間以上無屈

缺席をなしたる者は入學取消と見做し除名す 入學許可の通知を發したる日

十八、生徒は自宅よりする者の外は凡て通學を許さず 但地方在住の入學志願者にして豫め寄寓の場所を定め難き場合には單に通學希望の旨を申出で觉 き家長の職業家族の狀態及び自己との關係等を詳記したる通學願書を差出すべし本校は之を適賞 と認 但 入寮せんと欲する者は入學願書と同時に入寮願書を差出すべし 通學せんと欲する者は入學願書と同時に第十九項但書の通學願書を差出すべし 1特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓すべ めたる場合には通學を許可す

入寮通學に關する事項

日本女子大學校

を追ふて發展 明治二十九年始めて本校創立の計畵を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事 し基礙も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團 |法人の組織に改むるに至れ

塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養練磨の地たり 本校の所在地目白豪は東京小石川區の西北豐島郡雑司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水淸く遠く市

○教育の方針 むべき德あり磨くべき智あり備ふべき襲あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智德襲能を養ひ以て淑女 備すべき心身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる任務に従ふも缺くべからざる人格を養 本國民たるの觀念を與へ日本社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社 たり良妻たり賢母たらしめ以て女子として蠢すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは はしめ以て人としての本分を盡さしめんもするに在り婦人としての敎育とは婦人には自ら婦人として修 としての教育とは女子を器械視せす襲人視せず單に眼前質用の學鑑のみを授けずして人間として當然具 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人

○教育の方法 模倣し敹師に依頼するの弊に陷ることなく婦人の任務を完ふするに必要有益なる知識を收得せしむると 於ては自奪自修自治他の指揮を待たす進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす 智力を練磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に德育に 同時に徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要なる て知識を注入することを避け生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を 本校は如上の發育方針に基き専ら自動主義の教育を施し學塾上に於ては自學を獎勵

會に對し國民として女子の義務を盡さしめんとするに在り

現今開設せる學部左の如し 修業年限豫科 ケ年

文 理化數學科

科第科

同

豐 明 女 五ヶ年 尋常科六ヶ年

豐 幼 闐 **満四歳ヨリ滿六歳マデ**

但「授業総時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師総學校の敎員として無試驗檢定を受くる特典あり 教育學部家政科第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文

授業総時数の四分の一以上敏席したるものは特典に預ることを得ず

〇発許學科

家此科第一部 家事

家政科第二部 〇資

修業年限四ヶ年の高等女學校若~は師範學校卒業生にして豫科に入學し四ヶ年間在學卒業したる

K

老 修業年限五ヶ年の高等女學校若~は師範學校卒業生にして本科に入學し三ヶ年間在學卒業した

修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修め直ちに本科に入學し 則第十九條第四項參照)三ヶ年間 在學卒業したる者

規

念勤勞の趣味犠牲の精神を養はしむ 共得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んするの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めた 級生変代之に任じて家事を掌り寮生亦変る~~庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異に は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の敷二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主嬌あり上 經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己い家庭より通學するものゝ外 るの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へす衣食住衞生經濟裝飾等の事悉く自:講究 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校敎育の一要素とし家政實習 し賃行 し親

〇法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行為證實は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成湖仁巖は今般創立委員と 東京小石川區高円豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀨仁巖が別紙第 。践する創立委員の指導に從ひ別紙第二號に記載する敷多寫志者の義捐金に依 りて創 設 せし所 13 るが

の上前記一切の資産を以て財盥法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企闘し妓に寄

附行為をなして左の條項を定む

Ħ 的

第一條 本財団法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の敎育を施すを以て日

的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

第三條 本財団法人の名稱は私立日本女子大學校とす

事務所

第四條 本財団法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移

轉することを妨げず

四 資

第五條 **資産(別紙第三號表の通)を寄附す** 成瀬仁嶽は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

及び本財団法人の目的を賛助して寄贈せらるゝ資金は本財団法人の資産に編入すべきものとす 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財誾法人に拂込まるゝ資金

資産の管理に關する規程は別に之を定む

現在の私立日本女子大學校の姕途に供する爲め從來成瀨仁巖の名を以て借入たる別紙第四號表に

揚ぐる借用金は本財盥法人設立の上は債務の更改をなし本財盥法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財闓法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

入學金授業料及び其他の雜收入 資産より生ずる利子及び其他の收益

經費指定の寄附金

第十一條 如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず 本財闓法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし 其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人 本財盥法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を經たる後主務官廳の許可を得て

五 本財團法人に拾乃至或拾五名の評議員を置く 評議員

者之を托囑す 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依

第十五條 きは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相緞人と協議し又過宇敷の投票に依りて之を撰定赐托し又全員 **評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑托し現員一名に至り** iz ると

但し評議員會の職制は別に之を定む 本財関法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を經ることを要す

飲けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を能発することを得

第十 八條 議員會の議事 議員は自ら本財団法人の資産及び業務の狀況を監査することを得 は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す

儿 六 評 理事及監事

第十一 干條 本財団法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第十 第十 第廿三條 四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑托す 本財 **理事は別に定むる職制に從ひ評議員會の議決に從ひ其職務を行ふ** 図 |法人の資産及業務の狀況を監査せしむる為め監事二名を置く

寄附行為の變更

第廿五條 會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を經て之を變更することを得 本寄附行為に定めたる事項にして第一 〇評 蘵 員 條第五條及第九條の趣旨に反せざる範 園内に於て評議員

イロハ順)

伯

村成構岡大大土

庄 賀

郎

孫

紀職術信 平濺

龍仁

鄮

Ш

資

委 員

愸 務

審

理

財監 財 敿 敿 務 務 務 務 委 委 委 委 事 員 員 員 員

日本女子大學校規

第一章 總 則

一條 本校は本邦の女子に適實なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの椒

女たり良婆賢母たるべき者を養成する所とす

第

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第二章 學 科 科 修 業 年

目

限

第六條 第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

音樂部、理科學部とす 但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、教育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に 豫科は本科各部に分屬し本科は分て家政學部、文學部、英文學部、教育學部、 體育部。 美術部、

家政學部、文學部、英文學部及敎育部の科目は左の如し

家政學部

及ぼすものとす

迎修科目 必修科目 隨意科目 修身、 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、閩嵩、 應用博物、歷史、美術史、 心理及敎育、生理及衞生、應用理化、家事、 法制、 禮法、 國海、 國文、 料理

體操

文學部

必修科目 選修科目 料理、 修身、心理及教育、 音樂、圖勘

歷史、

人文史、國語國文、漢文、

英語、

體操

第三 英文學部 選修科目 必修科目 應用習化、法制、音樂、圖戲哲學及哲學史、漢文、生理及衞生、 修身、心理及效育、英語、 國文、 歷史, 美術史、 料理、

園藝、

料理

體操

隨意科目

教育學部を分て四科とす

必修科目 理化數學科 修身、心理及敎育、

物理及化學.

奖語、

家事、

體操

隨意科目 岡樹… 修身、 音樂 心理及教育、

問嗇、 音樂

博物、

體操

家政科

第一部

修身、 圖醬

修身、

必修科目

心理及效育、家事、

料理、應用理化、

裁縫、

生理及衞生、

經濟、

國語、

體操

74

音樂

随意科目

必修科目

心理及教育、

物理及化學、

生理及衞生、

經濟

國語、英語、體操

隨意科目

随意 科目 過牆、 香樂

隨意科目 必修科目 圖畵、 修身、 香樂 心理及教育。 國語 漢文、 歷史、 炎語、 體操

第八條 本校各部の修業年限は豫科一ヶ年本科三ヶ年とす

第三章

學 年 學. 期 休 H

第一學期 學年を分て左の三學期とす 四月十日より七月十日に至る

第九

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定期休業は左の如し

冬季休業 夏季休業 七月十一日より九月十日に至る 十二月二十五日より一月七日に至る

第十二條 **森季休業** 定日休業は左の如し 四月一日より同月九日に至る

曜 祭 祭 Ħ

十一月廿三日 月十七日

孝明天皇祭 天 秋季皇盤祭 長

節

十一旦三日 一月三十日

ተ

第十三條 皇后陛下御誕辰 紀 亢 各部の學科課程及授業時間は左の如し 節 第四章

五月廿八日

授業時間 學科課程

本校創**立**紀念日 春季皇靈祭

家政學部類科に同じ	文學部像科

		1	1	i		
裁	數	英	國	修		
			語		科	
			及		''	
縫	學	訊	漢文	身		*
	<u> </u>					家
裁	代	講	譜酸	質		-
	蚁	説	•	鼹		政
	幾	文	作文	偷偷		學
段	何	法	•	毢	B	部
私	jeg	(Z	文法	್ನೇ 		豫
					時授	科
E	Ξ	Ŧi.	九		間業	
	微	音	B	料		
Ξ,					atri	
計					科	
	操	樂	酱	理		
	教藝	唱		料		:
	育 間 類 類 類 類	樂				
	' '	樂器				
	容遊儀戲	練			日	
	假體 操操	習(隨	齖	理	П	
		意)		•		
					時授	
=		_		_	間業	
1/4_				<u> </u>		

家		家			家			國	爽	修	
政		政			攻						科
學		學			學						"
部		部			is	į		語	磊	身	
豫	<i>≱</i> / ₄ -	豫	浙	1	啟	34r					
科	数	科	教育學部		卧	省		諦酸	書音 取設	實	
₹ =	學	10	學		同	學		•	作譯	踐	
同じ	部	同じ	部	i i	じ	部		作文、	文解	偷	
	家		博物			理儿	ļ		文命	理	13
•	教育學部家政科第		科			教育學部理化數學科豫科		文法	文會 法話		
	第	ł	科豫科			學					
	71/10		科			科系			_		持授
	豫					科		=	Ξ	_	間業
	部豫科									栅	
		1.		ŀ				計			科
		l						u)			7.5
										操	
										数盤	
										教育整操、	
										容遊 盤 盤 機 操	63
	i I	1		l l						極地	日
										600 P.	!
										20.170	

英文學

部

豫科

修.	4	
	年	
	/#¥	
身	/月	家
	· 時授 間業	政
=	間業	學
倫質	第	部
_ 践 理	-	本
生命	學	科
學與	华	
==	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
同	第	
	= '	
	學	
上	华	
	時授 間業	
資	第	
鼷	Ξ	
倫	骸	
理	纤	

<u></u>	
家政學部 豫科に同じ	教育學部文科豫科

		·	計		<u>:</u>	縫			裁	縫			裁	1
提接	教育體操、容儀器		操	₩		何	艠	數	代	學			數	
回(随意)	唱樂、樂器練習(樂	香	Fi.	法	文	證	褯	語			爽	-150
勸			酱	圙	六	文法	文	作	講讀	文	漢	及	國語	
廽	料		·廽	料		理	偷	践	實	良			修	***
	لت.		科		時授間業	目	_					科		1
				科	心一部豫	政科第	部家	學	教育	-44				
														i

[]			 اعود ا		·	l i		1	T		ſ	ī .	í i
法	美	歷	應		體	料	爽	図	經	家	Œ	生	心
			用	計	İ						用	理	珈
	術		随	15 1							狐	及	及
												衞	敎
制	史	业	物		操	理	nii Nii	文	湾	事	化	生:	筲
				=	<u> </u>	四	Ħi.			<u>-</u>			_=
	本	酉	應		教幹	西日	譜	譜		家	應	生.	心
	邦		用用		教育能操、	洋本	韵	辭讀、作文。		家事(實習	用		
	美	洋			1 -		•	作分		質別	理	理	理
	術		博		後數	料料	文	小	1		化		
	处	史	物		容够 發展 發展 發展 發展 發展 發展 發展 發展 發展 發展	年理	法	文法		回)	學	學	2
					i								
	=			1	=	四	Ħ.			=	=		
	四	西			同	同	同		家經	家	同	家姊	数
	洋					, ,			遊	家事(實習二		庭人	
	龚	洋							濟	質			Ħ
	術								經	1 16		衛衛	
	业	史			Ŀ	上	Ŀ		齊學	回)	上	4:4	學
		_		九		四	∃î.						
法		西			同	同	间				[6]		兄家
										家事(對語)			童童
		洋								7			-
													研鴦
制		史			J :	上	Ŀ			<u>(ii</u>	1:		究情
制		史			J:.	上	上		<u> </u>	<u></u> 凹	<u>]:</u>		Mi

傪

科

必

修

選

目

구 맹

	必			
歷	心	修	科	
	理			
	及		學	
	敎			مبہ ا
史	育	身	维	文
			時授	學
八	=	=	間業	部
西本	心	倫實	第	本
邦史		鼹		科
東京 (大学)	型	理偷	學	
	學	學理	华	
四四	=	=	時授 間業	
同同	敎	同	第	
			=	
产于	育		學	
==:	學	Ŀ	华	
	=		時授 間業	
	兒	Ħ	第	
	重	踐	121	
	研	偷	學	
	究	理	年	

目	~~~	¥ ;	意	随		Ħ	科
圖	香樂	図文	漢文	哲學及哲學史		裁	禮法
			· •			四四	
						裁	磤
•		: :				縫	法
	,		=			四	
						同	同
						上	上
		_			1 1	四	
					鬣	同	同
					:A%:	.	E.
				<u> </u>	态	<u>J</u> :	k

必		
修	科	
	目無	
ň.	- Feb.	英
身 	/ * -	
 ==	岭授 間業	文
偷實	第	學
避 班		部
經偷	學	
學理	年	
-1	時授 間業	
同	第	
	=	
	导	
Ŀ	华	
1	時授 間業	
實	第	
鼷	Ξ	
倫	學	
II	华	

目	科修	選		E]		科		修
圆	音	料		微	英	义	國	國	人
			計						文
裔	樂	理		採	欼	文	文	語	史
			二八八		<i>∃i.</i>			 	
				教育作操、容低松	游 酸、文	辞	及修	文國 學文 概學	
				操操	法 	融			
	·		二七	=	五.	=	D	ц	六
				同	间	同	同	间	西洋人文史(本邦人文史(
				Ŀ	上	上	上(三)	上	東(三)
			! 142	11	Ŧi.	11	3	î.	<u>.</u>
				同	同	同	间	同	同同
				Ŀ	Ŀ	.Jr.	보(1)	上四	上(五)

目		科	修	3	U		目		₹	——— 斗	ſú	ŧ
料	N W	美術 史	生理及衞生	漢	哲學及哲學史	計	機	料理	歷史	図文	夾郡	心理及教育
			==	1 }		二四		111		=		
			生	講	哲學總	•	教育能操、姿儀能操	料	西洋	誘膀	作文、文典、講	心
			理	融	論	111	操操	理.	史	文	蕭	學
=		二西洋美	衛	同同	哲學	1	二同		同	二 翻修 解	二個解學	
		術史	生	ŀ.	史		_l;_		Ŀ	澤學	作 文上	學
=						110	<u></u>				1	11
							同		同	额	文學 史、作	兒家 童庭 研教
	貘	<u> </u>					Ŀ	•	Ŀ	譯	交上	究育

	1	不	}	値	<u> </u>	必		
體	家	爽	物	钬	心	修	#1 /	
			孤		理		H/	
			及		及		·:/ /學	
			化		效			教
操	事	號	學	學	育	身	年.	松育
							時授	
	<u> </u>	<u> </u>	Ħî.	∃i.	四	=	間業	部
教普 育通	家	諦	物	算	敎心	倫寶.	第	理化
他般 操操		讀	璭	術	育迎	踐	_	數
容遊儀		文	化	代	FIEE	生倫	斎	學科
化體 操操	事	法	孕	數	史學	學理	年	本
							時授	科
=	<u> </u>	<u>₹i.</u>	Ŧī.	Эî.	四		間業	
同	同	同	闹	化	保教	同	第	
				數、	育法育			
				瓣	教 授		翻	
.E	上	上	.Ł	фJ	法學	Ŀ	华	
=	1.1	£	六	四	四四	1.1	時授 間業	
同	同	同	同	Ξ	常管	實	第	
				Ar.	今四 外法、	腦	Ξ	
				角	の 教兒 育童	偷	F37	
上	上	上	上	法	間研題究	理	র্ফা	

17	科	意	随
e	퍕	法	M
			用
			理
畵	辫	制	化
. 2			
. 			=
	7		
			_
		=	=
		法	
		制	

	Ħ		科	修		必		
	懵	家	奖	博	心	修	科	
計					罪		_/	
ist.					及		印字	
	11.7		g.r-		敎			敎
	操	事	語	物	育	岁	4:	育
= H	-:	=	Ŧi.	-0	阳		時授 間業	學部
	敦 南通	家	講	助 植	敦心	倫質	第	博
	経燈採染		讀	<u> </u> 		践		物科
	容 後 般 形		文	物物	育理	理偷	學	本科
	幣 機 操操	事	法	四六	史學	學理	年	17
<u>=</u> = = = = = = = = = = = = = = = = = =	1]	-1	Jĩ.	10	四	11	時授 間業	
	同	同	同	生鍼動		同	第	
	·			理物 衞地	育 法、育			
				生質物	敎		र्षः	
	£	.Ł	Ŀ	ÖEE	授 法學	ياز	华	
二 五	1.1		ъ	10	四	1 1	- 時授 間業	·
	同	同	同	生鏃	信管	質	第	
				理物衛地	 	鼷	111-	
				生質	教兒	偷	學	
	"l:	_l:	յ։	(天)	管 重 間 肌 変	狸	奪	

第	月科	意隨	
三學年に於て	新		76
は本	樂	描	
表の外数			<u>=</u>
教授法の教授と相連			
絡	1		
し各週實地象授の練習	Jł		
を課す			

修必									
部。	二第	部-	-第	料	家	心	修	科/	
裁	源	鵔	物	İ		理		/	
	用		理			及			
	뫭		化			敎		/ `	敎
縫	化	學	學	理	平	育	身	/sp	咨
	=	四四	八	1	=	=	_	時授間業	育學部的
裁	物	代	化物 學理	料	家	論心	偷貨	第	家政
	型化	数、	E E E	理	事	7117111	肾		科第
	小香	二角	双汉 绿绿	(E	質質	理理	理倫	學	二二 部部
縫	回驗	法	<u>iiii</u>	(三)	回)	學學	學理	华	本科
<u>-</u>		四:	八	1		1.1		時授 間業	77
同	同	代	岡同	同	同	教教	间	第	
	J:		上上	Ŀ.	_i:	1:27 : 2		=	
	(間		放實 驗驗	同	(質習)	授仁		學	
.Ł.	ن	數		त ि	11回)	法學	Ŀ	年	
	=		八		1]	四四	11	時授 間業	
.间	[ii]		同同	同	同	教教	質	第	
	Ŧ		. <u></u>	Ŀ	Ŀ.	育授派習、	鼷	Ξ	
	闹		nn	间	(a)	管理	倫	學	
Ŀ	Ŀ		ŶŸ	F	<u>}</u>	进法	理	3F	

第	目科	意隨
二學年に於ては	音	
本	樂	縞
一學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週質地教授の練習を課す		
練習		
を課す		

必		
修	科/	
	目/學	
身	/fr:	教育
· <u>-</u>	時授間業	學部
倫實	第	文科
獎		本
理倫	學	科
學理	华	
	時授 間業	
同	第	
	=	
	擧	
J:.	年	
	時授間業	
質	第	
踐	Ξ	
倫	操	
꽫	华	

目科	意隨		目							
香		ĩ	ŀ	體	英	國	經	生理		
樂	袖	第二部	第一部	操	語	語	濟	及		
		1110	二八	11	[1]	[1,		11		
				教籍	講	滯		生		
				教育証操	讀	讀		理		
				容遊 俊戯	文	作		揺		
				機操	法	交		學		
		EO	二八		Ξ			=		
				同	间	同		衞		
						• :		生		
		 		Ŀ	上	土		學		
		ΞO	三六	=	==					
				同	间	间	絲			
							资	:		
		 		J:	ĿĿ.	f.	學			

第十五條 第十四條

本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

日科意隨

裔

計

二儿

二九

音

樂

H

體

操

教育體操、

容傲 散操

[#]

上

Ŀ

奖

嚭

識

識、

文

法

==

间

41

渡

文

Æ.

講

髕

六

同

上

六

歷

史

Эi.

東本

洋邦

史 史

Ŧī.

本東西

洋洋邦

史史史

四

洋

奜 处 修

心

理

及

敎

肓

論心

理现

密密

教教

授育

國

語

0

講識。

文法、作文

儿

文講

學文 學法

ル

闰

讀

作 史文法學

生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し敎員會議の議決を以て之を評定す 生徒の及落 は各科目平常の

五 貣. 及

第

落

卒

業

成績により教員會議の議決を以て之を評定す

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

三〇

F

Ξ 同

Ŀ

止

西 木

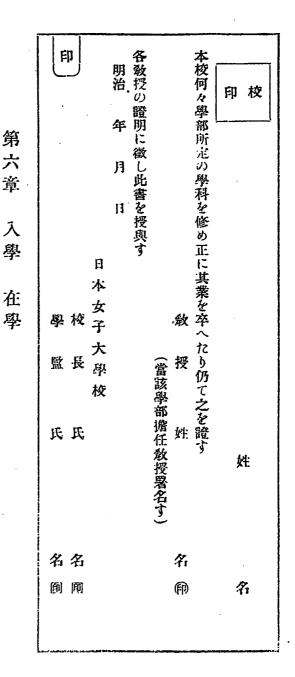
同

郭

Ŀ

教教授法 演管 理 習法

四



闘籪音樂の科目に就て試験を行ふ 有する者とし其他は修業年限四ケ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歷史地理數學理科家事景縫 但し英文學部豫科に入學するものは英語の試驗を課す 但し豫科には飲員を生じたる場合臨時入學を許すことあるべし 無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齡十六歳以上にして左の資格 定期入學は毎學年の始め一回とす

Ü W

第十八條

第十七條

- 修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生
- 専門學校ス學者檢定規程に依り無試驗檢定を受くる資格を有する者
- 専門學校試験檢定合格證書を有する者
- 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者
- 第十九條 、本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生

有する者とす 力檢定の上入學を許可す 但し英文學部に於ては英語の試験を課し教育學部に於ては教員たるに適當なりと認めたる者に對し學 無試驗にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齡十七歲以上にして左の資格の一を

本校附屬高等女學校卒業生

修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

師範學校卒業生

修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上専攻科又は補習科を修めたるもの

第二十條 但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし 専門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ケ年以上の學歷を有するものは特別試験を行

ひ入學を許可す

第二十一條 入學志願者は左の鸖式に從ひ入學願書及履歷舊各一通を差出すべし 戲府 arti 村町 受験入學者は「無試験にて」を略すべし無試験入學志願者は「試験のよ」を略し

水

癊

國

番

业

, 			
	纤	相间	
EI	月	願候也 校何學	
本 女	11	部。	
子		科	
大學		入 學 仕	鏬
校 長		投機	1:
氏		剛	族
名		無試	क्ष
殿		殿に	民
	•	ر د م	何
		試験の	某
· 右 何		Ŀ	姉何
,,,		御許	妹女 何
		影被	17
		下度	
		別組	
離		版 経 経 1	
£p		曹州相川	誰
		派へ	

父兄の職業 現住所

轉住(何歳より何歳迄何地轉居す云々)生 地

遊

籍縣 履

4

國歷

士 族 村 路 村 路

民地何

某姉何

妹女 CC

βJ

誰

(川紙美温水)

第二十二條 に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也 右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては 但拙者轉居或は改印の節は速に御屆可申候也 印收三 入學の許可を得たる者は左の魯式に從ひ在學證醬を差出すべ 右 賞 何年何月より何年何月まで何地何誰に就て何學を修業す 年 何年何月より 紙入錢 之 本現 月 通 剒 籍住 E 何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業 11 縣府所 征 倐 國 ăi. 业 机市 證 雅 Ġ, 書 村町 1: 職本現 苗 族 住 同 地 人在學中御校規を堅く相守らせ候は 45 業族所 比 何 右 某 何 何 L. 姉问 姉女 生 46 月 用紙笑遠私 勿 日誰 雏 諂 同人

保 證 A

何

月離 印

生

牟

华 月 Н

H 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 腶

保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分

第二十三條

に關し一

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

切の事柄に貴を負ひ得べき者たるを要す

第二十四條

第二十五條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出べし 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證

沓を差出すべし

邻七章 退學 休學

第二十六條 左の谷號の一に該當する者には退學を命ず

性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

引續き一箇年以上缺席したる者

第二十七條 正當の事由なくして引續き一箇月以上を飲席したる者 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得

べし

第二十八條 て一學年以内の休學をなすことを得 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得

体學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 特.待 生

第三十條 り敎員會議を經て特待生となし次學年の授業料を免除することあるべし 本校本科第二學年以上の本科生にして品行藝良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依

第九章 選 科 生

第三十一條 各學部の一科目又は敷料目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支なき場合に限り選

科生として入學を許可す

但選科は必ず修身科を競修すべきものとす

第三十二條 堪ふると認めたる者に限り之を許す 選科生は品行方正身體健全年齡十七歲以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに

選科生にして所選科目を正當に學習したる者には嶷により證明書を授與すべし

但し第十九條の無試驗入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條

第三十四條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第三十五條 入學願書履歴書等の書式は本科に準す

第十章 研 兊 科

設くるものとす 研究科は本科卒業生及び選科修丁生にして尚進で一層高等の學鑑を修めんとする者の爲めに

研究科の修業年限は三箇年以内とす

第三十八條 研究科生は木検所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものと

第三十九條 研究科生は校長の許可を得参考の為め本科の講義に出席傍聴することを得

第四 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第四十一條

第十一章 科 外講演

第四十三條 科外講演は正科學習の参考補缺に供せんが爲に開設するものとす

第四十四 條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

第四十五條 第四十六條 者とす 専問の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべ 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講

第四十七條 し聴講料は講演の長短に依て規定すべ 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし

第 十二章 塱

戳

第四十八條 受職入學志願者は左の規定に從ひ受験料を入學願當に添へて納むべ

、定期受驗入學者 金費圖五拾錢

、局外を放し具を一名の間

第四十九 入學の許可を得たる者は入學料金戴圓を在學證書に添 へて納むべし

授業料は一學年金鑫拾鑫圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾貮圓 第二學期 拾武圓 第三學期 儿圆

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期の初め五日以內に分納すべし

第五十一條

學期 斌 圓 第二學期 派 第三學期 **壹圓五拾錢**

但 |事情に依り毎月初めに分納することを許可することかるべし

オルガン使用料金五拾錢以上 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第五十三條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十三章 寮 規

ッ言語動: 日修の精 十四條 作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし 神を以て何事に 本校の寮生た も相一致して家庭同様の共同生治を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間 る者は克く本校の目的を會得し敎職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮 を守

第五十七條 第五十六條 第五十五條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習は 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばし 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

Ú

第五十九條 日用の常識を養はしむ 十八條 時々寮生を挑へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め 本校々醫は寮の衞生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

但し時價の高低に依り增減することあるべし 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

通 寮 寮 造 須 **意圓五拾錢**

料

六圓五拾錢

圓

本校の寮舎に人寮せんと欲する者は左の曹式に從ひて人寮願書を差出すべし 寮 寮 費 **貳圓五拾錢** 圓 食 食 料 料 儿 六圓五拾錢

第六十一

右(御校へ入學許可の上は)入寮為致度此段相願候也 鉾 H Ħ 本 女 H 子 大 入 Ŗ 校 滾 長 氏 願 名 現 住 殿 右父兄(岩〜は保證人) 何 住 學 所 所 部 [u] 年 生 何 姓 誰 名 印

生 徙 心 得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝこ

となく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

永く効力を有し 學を修め붫を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通思として只管 關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの知力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して 敎 磯節を守て輕浮に流れず志操を鞏固 め自ら制 「師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陷ることなく博識多能ならんよりは寧ろ導物の眞相 語 して安逸華奢に陷らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順 0) 患旨を奉體すべきは勿論 應用自在ならんことを期すべし |にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務 .固 く本校教育の趣旨を服 腾 し校規を遵守し 恭謙 にして學に誇らず信義 師友を敬愛し自 びべ 6

に逃し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀當睡 家の主焼たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一 **壍るまで凡て衞生の道を守り身體の强健ならんことを務むべし** 家の不幸は云ふも更なり餘累を子 眠 孫

本校職員(イロ(順)

同同同同數學校 監 長 * 裁 家 邦史、 洋 郭 人文 國文學 史 縫 文學 文學 文學 脚 博士 博 士 裁犬井市麻 生 潮 餇 瓒 矢 由 E

秀郎藏

同同同同同同同同同同同同同同同同同

 部
 中
 長
 品
 高
 6
 6
 5
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2
 2</

民固臟義嚴郎歷郎助董作章一郎人治務二銀助

同同同同同同同同同同同同同同同同同同

 無教會幹同同同同同同同同同同同同同同同 託 教 務務計事

 校

醫

科 外 講 師

東洋內科醫院長

ル士

前小高 此

田木田

信畊

六 園郎安 文學博士 文學博士 醫學 博士 文學 博士

三青上村中中坪田神戶井

上山田井 川濱 內原田川上 東郷 哲

- _ 雄良乃安次 參胤萬知

次通年至郎郎巖純武宅郎

佐葛

相城

寅す芸

滅み

F 規 則

第一章 總 則

第 一條 日本女于大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歷史、地理、

數學、

理科、

家事,

第四條 第五條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

音樂、

體操とす

學年、 | 學期及休業は本校の規程に從ふ

學科程度及時間配當は左の如し 學科課程 卒業

第六條

修 國 嚭 身 华 時一間週 高 作の要旨 智講 第一 等女學校學 作 **学文** 年學 時 間週 七 同 第二 科 學年 課程及時 上 上 時一 間週 五 同 同 第三學 間 表 年 Ŀ 上 昳-間週 Ŧī. **文**同 同 第四 剧 年 Ŀ 法上 時· 問週 五. 同 同 第五 學年 ŀ Ŀ

三十七

第九條

第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證督を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす 第四章 定員 入學 退學

第七條										
ł	合	體	音	圖	裁	家	翔	數	歷史	外
生徒の	計	操	樂	酱	縫	事	科	歡	地理	國語
及落	110	= 1	=	_	<u> </u>		=		=	£i.
及卒	~	普遊	單	自	維経 方		動植	箅	本	舟訳 取方
の及落及卒業は各科		通 體	香唱	在	裁				邦地	智稱字解
科		操戱	歌	薔	方方		物物	術	理	文會 法話
日平	= 0	Ξ			四		1]	Ξ	=	H .
日の成績に		同	同	同	间		物動	同	外	訶
成績					•				國地	
12		上	دل	上	上		理物	上	理	Ŀ
为	1110	Ξ	=	=	四				Ξ	五.
員命		同	複	幾自	同		化物	间	本	同
より数員會議の議決を終て之を評定す			音唱	何在					邦	
談次		上	歌	酱酱	Ŀ		學理	上	业	上
الله الله الله الله	<u></u>	Ξ	=	=	Ξ	=	=		=	Ŧi
10		同	同	同	同	衣	生理	代	外	同
んを転		}	 			食	•		國	
产定士		上	上	上	上	住	衛生	數	史	上
9	110	E	=	=	E		_	=	Ξ	3i.
す		同	同	同	同	整家看	鐁	幾	地外	
						理計病 經濟育			國	
		_ŀ:	Ŀ	.l:	Jr.	海 等記兒	物	何	文史	Ŀ

三十八

時入學を許可することあるべし 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試驗の上臨

るも其他は總て試驗の上にて入學を許可す 但相當年齡に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總で 條 年齡十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試驗にて入學を許可す

第十二條 試験に依る 入學志願者は左の書式に從ひ入學願舊及び履歷書各一通を差出すべし ス 學 願 書 (用紙美波紙)

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試驗にて)(試驗の上)御許可被下度別 本 籍 縣府 國 郡市 摊 S 士 村町 族 番 孪 地 尺 何 某 姉何 何 妹女 生. 华 誰 月 B

紙履歴書相添へ此段相願候也

月

H

右

何父

兄

誰

FI

日本

女子

大

學

校

長

氏

名

殿

三十九

入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

但在學證書の書式は本校の規定に從

ŝ.

性行不良にして改善の見込なしと認め tz る者

學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

引續さ一個年以上欽席したる者

る者

正當の事由なくして引續き一個月以上飲席した

退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願舊を差出し校長の許可を得べ

第十五條

第五節 學

受験入學志願書は左の規定に從ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

第十六條

臨時受驗入學者 定期受驗入學者

> 企 赍

> > Ш

仓 圓 li. 拾 錢

第十七條 十八條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書に涨 受業料は一學年二拾二圓とし左の割合にて毎早期の初め五日以内に分納すべし へて納 Ť ٠̈.

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第一學期

八

阅

第二學期

八

園

第三學期

阅

校費は第一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべ

四十一

第一

學期

既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第二十條

寮規

寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す CHARLES OF STREET

第二十一條

職 員 (イロハ順)

本

校

中丹高楼若小本穗伊松麻成 水 間積藤浦生瀬 梅 鐗 īΕ 政正仁 之 太

郎め勇輩里助哲銀鈴泰簸巖

同同同同同同同和教主學校

理圖數裁習裁

字科醫學縫字縫

渝事監長

國音

話

家

第三學期

壹圓五拾錢

四十二

同同同同同同同同同同同同同同同同同

科學語科語窗操語理法語操樂事史操語科

瀬槍弘平島白白上湯、笹西蔵安手藤黒長永越山田野田濱井(田木洞澤選塚井田澤井) なった ない かっこっとだる 気に変 記 額 郎 の イ幸の 茂孝 ね クトしい

附屬豐明小學校規則

第一章 總 則

第一條 浩に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし**兼て本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす** 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に當く 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生

第二章 科目 修業年限 學期 休業

裁縫とす 附屬豐明小學校の教科目は修身、 國語。 算術、 日本歷史、 地理、 理科、 闘審、 唱歌、 體操、 手工

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に從ふ第四條 蕁常小學科の修業年限は六箇年とす

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

修	教/ 料 目
身	华
	時毎間週
旨徳ノ要	第一學年
=	時毎問週
同	第
Ŀ	學年
=	時 毎 間 週
同	第
上	二 學 年
1	時毎間週
同	第四學
<u> </u>	年 時 毎
	週
同上	第五學年
<u> </u>	時 毎 週
一 同	第
上	光八學年

			·			
唱	B	理	地	H	算	國
				本		P-4
ĺ				歷		
歌	傗	科	理	史	術	語
		-			四	八
單平	單		,		乘方方ヶ園ノニ	シリキミ通易假發
音易 唱ナ					除及・ル内敷土	方方方方文ナ名音
歌ル	形			<u> </u>	加酱数ニノ以 減キへ於範下	話級售讀普近
; 	_				I 1.	. 10
同	同				加醤ル内敷百	シリキミ通易文常假
					減キ数ニノ以	方方方方文ナ字須名
Ŀ	Ŀ				乗方へ於範下 除及方ヶ圍ノ	
						MANUEL BALL M
1			<u> </u>		<u> 3i.</u>	<u> </u>
同	形簡體易				減通 乘常	話級書識普近ノ日
	ラナ				がある 除ノ	シリキミ通易文 常 方方方方文ナ字順
L	מנ			:	加	ノル及知
	_			-	II.	=
同	同				加書呼及減通	同
					減キャ小乗常	
上	Ŀ				方方敏除ノ 及、ノ、加	Æ
- PB					四	九
單音唱歌	同	現又物植象自、物	ノ日	ノ日		綴書讀普ノ日リキミ通文常
唱		78899E	更地	交歷	ナ算及量減	リキミ通文常の方、方、方、方、方、方、方、方、方、方、方、京の方、方、方、方、京の方、方、方、方、
歌	上	ノ物動	型	更	小簡ノ貨除	ペペク・知
	_	=		1	. 四	九
同	间	同	縫前	續前	比简小	同
			キ學	キ學	例易數	, , -
上	_ŀ:	上	年ノ	年ノ	ナ 分 ル数	J:
L			 		, 25V	

四十六

			第十	第十條	第九		第八條				
			- 條	但條	九條		條條		裁	手	體
				に飲員が	附既		各生學徒	情			
			入學志願者は左の書式に從ひ入學願書及び經歷書各一	員ある時は臨時入學を許すことあるべし定期入學は毎學年の始め一回とす	附屬學明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす		各學年の課程を修丁したる者には修業證書を授與し全敎科を修丁したる者には生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り敎員會議の決議を經て之を評定す		縫	I	操
			願者	は臨毎	小學	第四章	課 落 程 及	=		=	Ξ
	冰		は左	時學入年	校の	章	を 卒 修 業			細簡 工易	遊
	籍		の数	學の好	生徒	4	丁は各			上がナル	•ish
	EE/if	入	式	許す	定員	定員	た科る日			- JU	戲
	國	樹	從	こ回	はは		者平	<u>阿</u>	<u> </u>	一同	一同
海	计源	願	入	こある	そ	入學	はの				
d:	區 村町	書	学願	~	青		沙 微			上	上
族	番		啓	L	名と	退學	證依	亳			Ξ
4 5	地		び經		す	7-	をり授教			同	普通 で で で を が に に に に に に に に に に に に に
ji.	70		歷書				與員し	Ļ		.Ŀ	體 操獻
			各				全職が	 -ī;			
何			1				科沙			同	同
某			通を差出すべし				修修を				
姉何 緋女			当				りに			上	Ŀ
\$1 34			ベー				に之を				
							者評		類通運 ノ常針	[司]	遊背通
							には水		類通運 ノ常針 総ノ法 方衣	Ŀ	遊 野 通 職 操
) 用				業	贡	=		=
			用紙美濃紙)				書		方方方類通 、ノ常 籍裁縫ノ	同	同
			選紙)				各學年の課程を修丁したる者には修業證費を授與し全敎科を修丁したる者には卒業證費を授與す生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り敎員會議の決議を經て之を評定す		雑裁縫ノ ヒチヒ衣	J:	"la
			,				\$	L			'

現在所 生地 生年月日 何年何月より何年何月迄幼稚園在園 父兄の職業 南親の有紙年齢 轉住(何巌より何歳迄何地に轉居す云々) 水 籍 縣府 經 國 歷 邓市 Fá. 書 士 村町 族 畓 45 地 民 何 某 姉何 何 妹女 (用紙美濃紙) 雑

右之者御校附屬豐明小學校へ入學仕度候開御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相顯候也生 年 月 . H 水 女子 大 學 校 摄 K 名 殿 現 右父兄"或 在 所 Ñ は後見人 何 誰 削 濉 Ц

SE.

A

H

四十七

右 之

通 łZ 俠 也

年 П H

右

父

兄 何

誰

FII

第十二條 入學の許可を得たるものは在學瞪歡を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に從ふ 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ屆出づべし

第十四條 保證人死去の節は頂に改めて在學證書を差出すべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べる

第五章 學 む

第十六條 入學の許可を得たる者は入學料金武園を在學證書に深 て納むべし

授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

明 遠 H

第一 章 總 則

附屬豐明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす

第

條

附屬豐明幼稚園は日本女子大學校内に聞く

科目 在園年限 休業

保育科目は自然観察、遊戯、 音樂、談話、手工とす

休業日は本校の規定に從ふ 退園

幼兒の年齢は滿四年より小學校に就學するまでとす

第四條

幼兒の定員は凡そ五十名とす 第三章 定員 入園

但缺員ある場合は臨時之を許す

入園は毎年四月とす

第八條 ス園志願者は左の

書式に從ひ經歷書を

差出すべし

綵 歷 雷

村町村町 番 何 地 T 何 地 某 平率 内 士 民族

出生地及其土地の情況 併記すべし) 家長の職業

住 族

市府

何

何

籍

郡市 医翻

東何北 府海

何 某 弟畿 兒

妹男 築女

何官何商工何配の何役等(他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも

川紙卷禮紙)

某

4:

月

П

氮 證

Æ

何府縣何國何市 何村何番 地平 民何 某弟妹等北海道何國何鄰區何町何番 地举士族们某 機男女 沓

何

印收三

紙入錢

ĖIJ

生

年.

Ħ 某

H

入園の許可を得たる者は左の皆式に從ひ在園證書を差出すべし

右 ìŕ 似他特別 之 逝

氣質

食物其他の好惡 Ū) 事情

兄弟姉妹の數及健否 兩親の年齡及健否

账 候 也

12

御

右 後父 見

何人兄

某

養營品

生母

の乳

乳母

0)

乳

4=

乳

出

生年月日

養育せし場所

自宅

乳母の宅等

痘

種痘或は天然痘

生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

引受可申候也 右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て 年 月 Ð 本 Ħ 女 子 大 舉 校 長 Æ 京 小市何區 軽道 名 右 保 脳 小遊 何 證 士 Ħſ 民族 何番 即住居 何 某 印

第十條 第十一條 幼兒又は保證人轉居したる時は直に屆出づべ

退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より屆出づべし 幼兒缺席することある時は其理山を届出づべし

保育料は一箇月・金貳圓とし毎月五日以内に納むべし 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべ 第五章 入園料 保育料

Ĺ

第十三條

第十二條

小學校幼稚園職員

同同同同

同效員

小學校主事

文

塱

士:

河

齎

井原野

い代丸

小山武藤

τ

五十一

宮 ち

歇

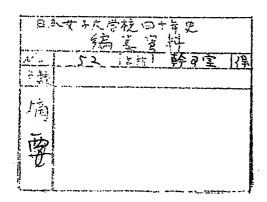
5

5

同同同幼 同同同同 稚 國 保 姆

市奥松甲高重川小原田田 黎岡口川 で ない の かんし い 多春は

土十二



東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大

(電話番町七七〇) 學

棱

並 附屬、豐明幼稚園規則、附屬豐明小學校規則 規 則

學志願者心得

入學に關する

- て差出すべし(規則費第二十一條參照) 本校各學部及び豫科に入學せんと欲する者は規則鸖に定めたる入學願舊履歷書の外左の沓類を添
- 卒業者〜は在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健否並に品行に關 する證明書
- 卒業瞪鸖若〜は本校入學期迄に卒業すべき見込の證明書
- 以上の學歷を有する者に課する特別入學試驗科目は左の如し(規則舊第十九條第二十條參照) 修業年限四箇年の高等女學校卒業生若~は專門學校入學者檢定規程により試驗に合格し倘一箇年

政 作號、文典 物理、 化學

作購 文章、文典 算術、歷史 西田

文竄 文 实 典 算術、歷史 西日 洋本 東 建

教育學部 文 科 文競文典 算術、歷史 面面 **产**本、束 定 発

教育學部博物科 語 (降)、文 典 物理、

化學

Ξ **若くは代敷を以て之に代ゆることを得** 駿科目中補習科若くは専攻科に於て一週二時間以上修業したる場合は試験を発除す但し算術は幾何 修業年限四箇年の高等女學校を卒業し一箇年以上補習科若くは専攻科に在學したる者は前項の試 右試驗の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る

四、前項に依り特別試験の発除を欲する者は入學願費と同時に補習科若くは専攻科に於ける修業學科 授業時敷、程度、敷科儘を記したる當該學校の瞪明沓を差出すべし

五、英文學部の英語入學試驗の程度は左の如し

英文學

スケッチブックの程度によりpp語、文典、作文、密取、會話の試験を行ふ

鍛

ルリーダー第三の程度により譯讀、文典、作文、 街取、 會話の試験を行ふ

大學部選科生は普通本科生豫定人員に達したる場合は募集せず 各學部選科入學試驗科目は左の如し(規則費第二十二條參照)

學科目の外第五項規定の英語試験を要す 右試驗の程度は修業年限五箇年の髙等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右 文典 數 學 |若くは代数 歴史 | 日本、東洋 物 植物、 化學

各學部本科二學年以上には一切入學を許さず

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學す八、各學部本科二學年以上には「切入身を置こっ るため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

ţ 髙等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し

- _ **韓常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試驗にて入學を許可す** 添へて差出すべし 但當該學校の修業艠鸖者(は本校入學期迄に修業すべき見込の證明費を入學願舊履歷費に
- 前項以外の者に對しては左の學科目に就き入學試驗を行ふ

入學を許さず 一、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試驗の上にあらざれ讀 曹、作 文、習 字、算 術、日本地理

に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明書若~は卒業、 高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外の學校に修學せし者にして第二學年以上但試驗は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ 修業の證書に學業の成績身體

の健否並に品行に関する證明書を添へて差出すべし

十二、入學願畬差出の後ち病氣若くは家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遲滯なく其 旨屆出づべし

易に許可せず志願者は入學頗儘差出の當時學部選定に關し十分なる注意を要す十二、入學願書差出後及び入學許可後に至り學部を轉科せんとするも相當の理由あるにあ

十四、 入學願嗇差出の際履歷嗇に記載したる現住所を變更したるものは速に届出つべし

十六、 五、 卒業及び修業すべき見込の證明書を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更入學試驗時間制及び受驗者心得は試驗期日一週間前本校內に揭示す

十七、 に卒業證書若くは卒業又は修業の證明書を差出すべし j j 一週間以内に入學手綴完了せざる者及始業後一週間以上無屈

缺席をなしたる者は入學取消と見做し除名す 入學許可の通知を發したる日

十八、生徒は自宅よりする者の外は凡て通學を許さず 但地方在住の入學志願者にして豫め寄寓の場所を定め難き場合には單に通學希望の旨を申出で觉 き家長の職業家族の狀態及び自己との關係等を詳記したる通學願書を差出すべし本校は之を適賞 と認 但 入寮せんと欲する者は入學願書と同時に入寮願書を差出すべし 通學せんと欲する者は入學願書と同時に第十九項但書の通學願書を差出すべし 1特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓すべ めたる場合には通學を許可す

入寮通學に關する事項

日本女子大學校

〇位置 を追ふて發展し基礙も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至 明治二十九年始めて本校創立の計畵を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事

塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養練磨の地たり 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北豐島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水溝く遠く市

○教育の方針 會に對し國民として女子の義務を盡さしめんとするに在り 本國民たるの觀念を與へ日本社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社 たり良妻たり賢母たらしめ以て女子として蠢すべき天職を全うせしむるに在り國民としての敎育とは むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき蠽あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳鑿能を養ひ以て淑女 はしめ以て人としての本分を盡さしめんとするに在り婦人としての敵育とは婦人には自ら婦人として 備すべき心身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる任務に從ふも飲くべからざる人格を としての敎育とは女子を器械視せず懿人視せず單に眼前實用の學懿のみを授けずして人間として當然具 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人

○教育の方法 於ては自奮自修自治他の指揮を待たず進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす 模倣し敷師に依頼するの弊に陷ることなく婦人の任務を完ふするに必要有益なる知識を收得せしむると 智力を練磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に德育に 同時に徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學塾の原則 て知識を注入することを避け生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に 本校は如上の敎育方針に基き專ら自動主義の敎育を施し學藝上に於ては自學を獎勵 |妙理を曾得するに必要なる 他人を

現今開設せる學部左の如

修業年限豫科 ヶ年 本科三ヶ年

文

理化 比數學科

科科

女

五ヶ

年.

廚

幼 園 尋常科六ヶ年

滿四歲

部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師総學校ハ教員として無試驗檢定を受くる特典あり 授業総時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず 第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文 ョリ滿六歳マデ

〇特典

썦

教育學部家此科第一部、

但

〇発許學科

家政科第二部 家这科第一部

家郡

〇資

格

修業年限四ヶ年の高等女學校若~は師範學校卒業生にして豫科に入學し四ヶ年間在學卒業

入したる

修業年限五ヶ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして本科に入學し三ヶ年間在學卒業したる

則第十九條第四項參照)三ヶ年間在學卒業したる者 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修め直ちに本科に入學し(規

念勤勞の趣味犧牲の精神を餐はしむ 其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の るの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衞生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し質行し親しく に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めた 級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交る――庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別 は悉く之を寮舍に收容す現今寮舍の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上 經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するものゝ外 本校の寮舍は普通の所謂寄宿舍なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の

〇法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行為證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀨仁藏は今般創立委員と に記載する創立委員の指導に從ひ別紙第二號に記載する敷多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右 小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀨仁穢が別紙第一

協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄

附行爲をなして左の條項を定む

目 的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の敎育を施すを以て目

第二條

前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

事務所

本財団法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移

轉することを妨げず

成瀬仁黀は本財闓法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬 切の

資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金

及び本財團法人の目的を賛助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす 資産の管理に關する規程は別に之を定む

掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ |の私立日本女子大學校の裝途に供する爲め從來成瀨仁澱の名を以て借入たる別紙第四號表に

第九條 阊 法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

一資産より生ずる利子及び其他の收益十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一入學金授業料及び其他の雑收入

一經費指定の寄附金

如 |何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず 本財盥法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 設立者の目 其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人 本財盥法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を經たる後主務官廳の許可を得て (的を永遠に繼續せしむることを計るべし

三條 本財盥法人に拾乃至貳拾五名の評議員を置く五 評議員

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依 り設立

第十五條 者之を托囑す 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定赐托し現員一名に至りたると

缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す きは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半數の投票に依りて之を撰定囑托し又圣員 但し評議員會の職制は別に之を定む 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を經ることを要す

評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を能発することを得

第十八條 九條 評 醉 議員は自ら本 議 員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す 財団法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

理事及監事

本財闓法人を代表し法人の義務を處理 せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿

第廿 第廿三條 理事は別に定むる職制に從ひ評議員會の議決に從ひ其職務を行ふ 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

監事は評議員會の議決に依り撰定囑托す

第廿四條

會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を經て之を變更することを得 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍內に於て評議員 寄附行為の變更

第廿五條

〇評

議

員

(イロハ順)

須 賀

郎認

孫 庄

職衞信

伯

餌

龍仁資長

飚 紀

伯 子

> 岡 大

> > 六

理

敎

務

委

員

審

財監 財 敎 敎 務 務 務 務 委 委 委 委 員事 員 員 員

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第 女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす 一條 本校は本邦の女子に適質なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

界四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

《新·文章》學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 音樂部、理科學部とす 豫科は本科各部に分屬し本科は分て家政學部、文學部、英文學部、敎育學部、 體育部、 美術部、

但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、敎育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に 及ぼすものとす

第七條 家政學部、 文學部、英文學部及教育部の科目は左の如し

> 第一 家政學部

必修科目 修身、 愿用博物、 心理及敎育、生理及衞生、應用理化、 歷史、美術史、法制、 禮法、 園藝、 家事、 經濟、 國文. 英語、料理、 體操

随意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂:圖畵、

心理及教育、 歷史、 人文史、國語國文、漢文、 英語、

體操

選修科目 必修科目 料修理。

音樂、

圖畵

英文學部

選修科目 必修科目 修身、心理及敎育、英語、 哲學及哲學史、漢文、生理及衞生、美術史、 國文、 歷史、 料理、 園城、 體操

料理

隨意科目 應用理化、法制、音樂、岡酱

教育學部を分て四科とす 理化數學科

隨意科目 必修科目 岡畵 修身、心理及敎育、 音樂

數學、

物理及化學:

英語、

家事、

愷操

隨意科目 必修科目 博物科 岡畵、 修身、 心理及敎育、 音樂

博物、

英語、

體操

家政科

C

必修科目 第一部 修身、心理及敎育、

隨意科目 岡畵、

必修科目 修身、心理及教育、家事、

料理、

應用理化、

裁縫、

生理及衞生、

經濟、

國語、

英語、

體操

音樂 **家事、** 料理、 物理及化學、 生理及衞生、 經濟、 國語、英語、體操

九

科目 岡畵、

隨意 音樂

X 必修科目

修身、

心理及效育。

國語、

漢文、歷史、英語、

随意科目 本校各部の修業年限は豫科一ヶ年本科三ヶ年とす 圖醬、 音樂

學 年 休 日

第三章

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

學期 四月十日より七月十日に至る

學年を分て左の三學期とす

第九條

第二學期 第三學期 九月十一日より十二月二十四日に至る 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定期休業は左の如し 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 春季休業 十二月二十五日より一月七日に至る 四月一日より同月九日に至る

定日休業は左の如し

H

月 十七日

十一月廿三日

天 長 節 秋季皇靈祭 孝明天皇祭

十一日三日 月三十日

+

紀

+ 八一 日日

月

本校創立紀念日春季皇靈祭

四月二十日

章 授 業

第

四

時

間

學

科 課

程

各部の學科課程及授業時間は左の如し

第十三條

學

部 豫 科

家

政

目

時授

間業

科

目

時授 間業

理 料

理

榼

奜

語

講

讀

文

法

Ħ.

番

樂

唱樂、樂器練習(隨意)

峢

語

及

漢

文

講談、

作文、

文法

九

圖

衞

圖

數

學

代

數、

縫

何

體

操

教育體操、

容儀能操

裁

縫

裁

縫

計

家

政

學

部

豫

科

E

同

C

文

學

部

豫

科

修

身

餧

蹳

偷

理

料

科

<u>+</u>

家政學部豫科に同じ	敎育學部家政科第一部豫科

家政學部豫科に同じ	教育學部博物科豫科	家政學部镣科に同じ

				•	
	國	英	修		
				科	
	Store	ear.			
~ ,	語	語	身		
教育	講讀	書音 取、	實		英
學	,		踐		文
部	作文	作譯文解	倫		學
理化	•	, ,	理	目	部
數	文法	文會 法話	_		豫
學	<u> </u>	<u> </u>		a4: 450	科
科豫		=		時授	
科	=	Ξ		間業	
			體		
	計			科	
				''	
			操		
			教普		
			教育超操		
			容遊 儀式 體報	目	
			操操		
	-			時授	
	二八			問業	

•	درب <u>د برسوس</u> ک			•
,	· · · · · ·			
	修	李		
		\$F.		
		科		
	身	/自	家	
		一 時授	政	
·	11	間業	學	
	倫實	第	部	
			本	
	理倫	學	科	
	學理	年	, .	
	11	時授 間業		
	同	第	1	
		=		
		學		
	上	年		
		時授間業		
	質	第		
	踐	Ξ		
	倫	學		
	理	年		

教育學部文科豫科

			1	屯	総	裁
	教育惟操、容儀惟操普通脫操、遊戲輯操	操	瞪	=	學代數、幾何	數
	唱樂、樂器練習(隨意)	樂	音	£	語 講 讀、文 法	英
	圖	嗇	酒	六	文一講讀、作文、文法	國語及漢
	料理	理	料		身實踐倫理	修
時授	B		科	時授間業	目	科
			科	二一部豫	教育學部家政科第	

修		選			E]	•	科		修		析	<u>~</u>
法	美	歷	應		體	料	英	國	經	家	W	生	心
			用	計							用	理	理
	術		博	P.							理	及衞	及数
制	史	史	物		操	理	語	文	濟	事	化	生	政育
				三	=	四	五.				=	=	=
	本	西	W		教 育 體 操 操	西日	講	作文		家	應	生	心
	邦	ue.	用		雅雅 操操	洋本	讀	學		家事(實習	用		
	美術	洋	博		容遊	料料	文	槪		習	理化	理	理
	史	史	物		容遊戲 燈戲 操操	哩理	法	文論		回)	學	學	學
	=	_		Ξ		四	五		1	11	=	=	=
	西	西			同	同	同		家經	家事(同	家婦	敎
	洋								庭	争(安		庭人	
	美	洋							經經	實習		衞衞	育
1	術史	史			上	上	上		濟學	回)	上	生生	學
			_										
=		_	L	九	=	四	Ħ.			=	=		=
法		西			同	同	同			家	同		童兒家
										争(笛			話童庭
	-	洋								家事(實習)			研研教
制		史			上	上	上			回)	上		究究資

-				
	必			
歷	心	修	科	
,	理			
	及		學	İ
	敎			١
史	育	身	年	文
			時授	學
八	=	=	間業	部
西本	心	倫實	第	本
一邦 洋史		殿	<u> </u>	科
史 (理	理倫	舉	
	學	學理	年	
			一 時授 間業	
四	=	=	川来	
同同	敎	同	第	
	oler		=	
上上	育		舉	
ᆵ	學	上	年	
	=		時授 間業	
	兒	實	第	
	童	踐	Ξ	
	研	偷	學	
	究	理	年	

目	乖	} ;	意	隧		目	科
圖	音樂	國文	淡	哲學及哲學史	图	裁縫	禮法
			=	_		四四	1
						裁	禮
				-		縫	法
		-		_		四	
						同	同
						上	ዾ
		_	-1			四	
					園	同	同
					Ð	上	上

必		
修	科	
	10年	
身	年	英
11	時授 間業	文
倫實	第	學
践 理		部
全倫	學	
學理	年	
-1	時授 間業	
同	第	
	=	
	學	
上	年	
=	時授 間業	}
實	第	
踐	Ξ	
倫	學	
理	年	

										·	
	目:	科修	選		E	ı		科		他	Ę
E	31	音	料		體	英	漠	國	國)	
				計						3	C
證	杏	樂	理		操	語	文	文	語	. 块	1
				二八		五	1.	4	.		
					教育館	譜	講	及修	文國		
					採课	讃		人 作 學 作	学义 概學		!
					容斑	文		歌文	論史		
			~		松操	<u>法</u>	一一	=	ē ē —		
				二七	_=_	五.	-	<u>p</u>	<u> </u>	<u>بر</u>	<u> </u>
					同	雨	同	同	同	西洋人	本邦
					上	上	上	上(二)	上二	八文史(三)	
				三七		<u>∓i.</u>	-	E	î	_	<u>.</u>
					同	同	同	同	同	同	同
					Ŀ	上	Ŀ	上(二)	上(四)	上(五)	上(五)

	目		科	修	·	選		月			斗	Œ	¥
	料理	園	美術史	生理及衞生	漢文	哲學及哲學史	計	體操	料理	歷史	図文	英語	心理及教育
			-	=	11	_	二四	1.1	111	_	=	1 11	=
				生	誹	哲		教育報	料	西	鄰	作散文文	心、
						學總		始操、遊		洋	設時	文美典文	理
				理	黻	論		容儀盤操	理	史	文	講讀	學
	1		=	=	=	_	111	=			=	1 :-	=
			西洋	衞	同	哲		同		同	飜修	修同解	数
			美術			學					辭	學、作	育·
-			史	生	上	史		Ŀ		上	譯學	文上	學
	1.1	=					110					<u>-</u>	=
		園						间		同	飜	交同	兒家
	Ì											學中	童庭
							li U					史、作	研教
		藝						上		Ŀ	譯	文上	究育

*		=		 }		<u> </u>	必		
F	置	家	英	物	緻	心	修	科	
1				理		理		月/日	
				及		及		E) / Sp.	
				化		敎		/===	×1.
ł	桑	事	語	學	學	育	身	华	教育
	11	11	五	五	<i>T</i> 1.	四	-1	時授 間業	學部
1	強	家	諦	物	箅	敎心	倫質	第	理
悄	超操		讚	理	術、	育理	踐 理		化數
1	遊		文	化	代		偷	學	學科
特	機操	事	法	學	數	史學	學理	年	本
	-	1.1		五_	五	四四	=	時授 間業	科
	司	同	同	闹	代	保敎	同	第	
					數、	育 法 ,育			
					幾	敎	•	學	
Ŀ	Ŀ	上	上	上	何	授 法學	上	年	
	1 1	-1	五.	六	四	四四	1.1	時授間業	
1	司	同	同	同	Ξ	當管	實	第	
					角	今四 外法、	踐	Ξ	
					73	教兒	偷	學	
_	Ŀ	Ŀ	上	上	法	間研題究	理	年	

目	科	意	隨
	音	法	應
			用
			理
畵	樂	制	化
			_
			į
			=
			<u> </u>
		=	=
		法	
		制	

	目	•	科	修		必		
•	體	家	英	博	心	修	科	
計					理		a /	
					及			
	操	事	語	物	教育	身	年	教育
=							時授 間業	學
豆	 =	=	<u>∃i.</u>	0	四	=	川来	部
	教验育通	家	講	動植	敎心	偷實	第	博物
<u> </u>	盤體操操		讀		育理	xm xm	_	科
	容遊 儀戲		文	物物	月径	建 倫	學	本科
	後報報操	事	法	四六	史學	學理	年	14
豆豆	1	_	∃ī.	-0	四	_	時授間業	
	同	同	同	生鍍動			第	
				理物	育法		_	
				衛地	育			
				生質物	教授		學	
	上	Ŀ	上		法學	上	年	
二五	=	1.1	拞	10	四	. 11	時授 間業	
	同	闻	同	生籁	监管 今 _理	質	第	
				理物衡地	内 生 外法	踐	111	
				生質	の、数見	偷	歡	
<u> </u>	上	上	上	(天) (四)	間群	理	傘	

第	目科	意隨	
三學年に於ては	音	11-	計
本表の	樂	酱	
外發			<u></u>
外教授法の教授と相連			
経し各			<u>=</u> <u>=</u>
行週實地教授の練習を			
を課す			五五

									
		修	•			必			
部二	第	部-	一第	料	家	心	修	科/	
裁	應	數	物			理		g/	
	用		理			及教		學	
縫	理化	學	化學	爼	事	政育	身	绛	敎
-			<u> </u>					/ 時授	育學
Ξ	=	四	八		=	=	1]	間業	部
裁	物理	代	化物 學理	料	家	論心	倫實	第	家政
	化化	數、三		理	事	理理	.m io	-	科
	學()實	角	質質驗驗	質習	質習	连担	<u>埋</u> 偷	學	第第 二一 部部
縫	回驗	法		1回)	100	學學	學理	年	本科
<u></u>	11	四四	八		=	=	=	時授 間業	<i>ተ</i> ተ
同	同	代	同同	同	同	敎敎	同	第	
	上		上上	上	上			=	
	同		質質驗驗	同	(質習二回)	授育		學	
上	F	數		F	1回)	法學	上	年	
								時授間業	
	=		八	=	=	四	<u> =</u>	100米	
同	同		同同	同	同	教教 育授	質	第	
	노.		노노	누	논	演法	嶷	Ξ	
	(同		同同	匍	同	管	倫	小	
上	ይ		म्म	क	ह	建法	理	年	

第三	日科	意隨
學年に於て	音	3
は本実	樂 ——	畵
の外が		
本表の外敎授法の敎授と相		
数授	i	
相通		
連絡し毎		
過實地		
週實地敎授の		
練習		
を課す		
•		

必		
修	科	
	母	
身	年	教育
=	時授 間業	學部
倫實	第	文科
選理		本
理倫	學	科
學理	年	
=	時授間業	
同	第	
	=	
	學	
上	年	
=	時授 問業	
質	第	
踐	11	
偷	學	
理	年	

第二	目科	意隨			目	~~~		,	科
三學年に	죱	国	, and	it	E III	英	國	經	生理
二學年に於ては本表の外教授法の教授と相連	樂	崙	第二部	第一部	操	語	語	齊	及 衛 生
表の外が				二八	- 1	11]	=		=
极授计					教育假	华	講		生
(X; ()) *44					熊耀 操操	讀	讀		理
极投。					容儀 盤 盤 盤 盤 機 提 提	文	作		極
相通					機機操機	法	文		學
絡し			0111	二八	=	111	11		=
地数					同	同	同		衞
實地教授の練習を課す									生
を課					上	Ŀ	上		學
す				그곳	11	=	. 11	11	
					同	同	同	經	!
								濟	
					_1:	上	上	歐	

第十五條

第十四條

生徒

の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し敎員會議の議決を以て之を評定す

本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

生徒の及落は各科目平常の成績により敎員會議の議決を以て之を評定す

第

五 章

及

落

卒 業 第三學年に於ては本表の外敎授法の敎授と相連絡し毎週質地敎授の練習を課す

樂

香

目科意隨

薔

二九

t.

三〇

計

Ξ 教育愷操、

目

磴

操

容儀監操

同

Ŀ

同

上

荻

語

離

鬷

法

Ξ

同

上

Ξ

同

Ŀ 奜 史 上

文

洋

邦

史 史

五.

西東本

洋洋邦

史史史

四

西本

邦 洋

科

渡

文

Ŧī.

講 水

皶

六

同

Ŀ.

六

同

歷

史

 \mathcal{F}_{t}

東

九

文講 讀

九

同

上

講讀、文法、作文 理理

論心

學學

教教

授育

四

教教 育法

作 史文 法學

修

國

語

育

心

理

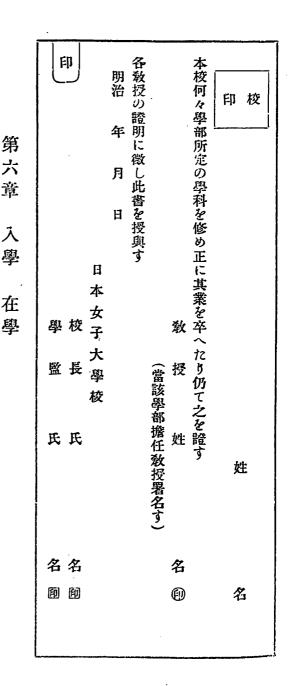
及

敎

=+=

理 習法

演管



第十八條 第十七條 **闘醬音樂の科目に就て試験を行ふ** 有する者とし其他は修業年限四ケ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歷史地理數學理科家事裁縫 但し豫科には缺員を生じたる場合臨時入學を許すことあるべし 無試驗にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齡十六歲以上にして左の資格の一を 定期入學は每學年の始め一回とす 第六章 入學 在

但し英文學部隊科に入學するものは英語の試驗を課す

- 修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生
- 専門學校入學者檢定規程に依り無試驗檢定を受くる資格を有する者
- 専門學校試驗檢定合格證書を有する者
- 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者
- 本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生

第十九條 有する者とす 但し英文學部に於ては英語の試驗を課し敎育學部に於ては敎員たるに適當なりと認めたる者に對し學 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一

r

力檢定の上入學を許可す

本校附屬高等女學校卒業生

修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

師範學校卒業生

但 し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上専攻科又は補習科を修 めたるもの

第二十條 ひ入學を許可す 専門學校入學者檢定規程により試驗に合格し尙一ケ年以上の學歷を有するも Ŏ は特別試験を行

第二十一條 入學志願者は左の鸖式に從ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべ 胚府 ス 舉 郡市 願 藍 村町 書 受験入學者は「無試験にて」を略すべし無試験入學志願者は「試験の上」を略し 地

用紙美波紙

本

籍

國

番

一文兄の職業 一文兄の職業 一文兄の職業 一文兄の職業 本 籍 府 國 部區町 番 地 何 1現住所 一時住(何歳より何歳迄何地轉居す云々) 一時住(何歳より何歳迄何地轉居す云々) 「現住所 で 籍 府 國 部區町 番 地 何		年 月 日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
誰	(用紙美波 5)	別紙履歴書相添へ生 年 月 日

誰

に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也 右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同 但拙者轉居或は改印の節は速に御屆可申候也 即收三旬 紙入錢 本現 籍住 縣府所 在 國 舉 郡市 證 歸 韮 村町 書 1: 嚴本現 番 族 籍 住 地 |人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論 邳 業族所 民 何 某 何 姉何 姉女 生 年 月 用紙具選紙) 日誰

同人

年

證 人 何

保

月 誰 ED H

生

年

本 女子大學 校 長 氏 名

H 殿

第二十三條 に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す 保證人は年齡三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十四條 第二十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ屆出べし

書を差出すべし

第七章 退學 休學

第二十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第二十八條 第二十七條 て一學年以内の休學をなすことを得 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得

休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 特 待 生

第三十條 り敵員會議を經で特待生となし次學年の授業料を発除することあるべし 本校本科第二學年以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依

第九章 選 科 生

第三十一條 科生として入學を許可す 各學部の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは發授上の差支なき場合に限り選

但選科は必ず修身科を兼修すべきものとす

第三十二條 堪ふると認めたる者に限り之を許す 選科生は品行方正身體健全年齡十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修

びるに

但し第十九條の無試驗入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條 第三十四條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第十章 研 究 科 第三十五條

入學願書履歴書等の書式は本科に準す

研究科は本科卒業生及び選科修了生にして尙進で一層高等の學塾を修めんとする者の爲めに

第三十七條 研究科の修業年限は三箇年以内とす

第三十八條 研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものと

第四 第三十九條 研究科生は校長の許可を得参考の爲め本科の講義に出席傍聴することを得 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十一條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十二條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第十一章 科外講演

第四十三條 第四十四條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす 科外講演は正科學習の参考補缺に供せんが為に開設するものとす

第四十五條 第四十六條 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聴講 専問の大家を聘して科外講師に啜託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべ

者とす

第四十七條 但し聡講料は講演の長短に依て規定すべし 聽講者たらんと欲する者は聴講料を前納せしむることあるべし

第十二章 學

第四十八條 定期受驗入學者 受験入學志願者は左の規定に從ひ受験料を入學願書に添へて納むべし 金膏圓五拾錢

.

臨時受驗入學者

第四十九條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

授業料は一學年金參拾參圓とし左の割合にて毎學期の初 め五日以内に分納すべ

第一學期 拾貳圓. 第二學期 拾武圓 第三學期 九圓

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以內に分納すべし

第五十一條

第一學期

圓

第二學期

演

第三學期

壹圓五拾錢

但し事 |情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第五十二條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

既納の學費は何等の事 **悄あるも返附**

第十三章 寮 規

第五十四條 り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし 修 の精神を以て何事にも相一 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮 致して家庭同様の共同生活を營むべきは 勿論事々に秩序を保ち時間を守

第五十五條 第五十六條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ 本校生徒中に希望者ある時に洋風の寮舍に於て外國敎師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ

第五· 第五十九條 日用の常識を養はしむ 十八條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め 本校々醫は寮の衞生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り增減することあるべし

本校の寮舍に入寮せんと欲する者は左の書式に從ひて入寮願書を差出すべし 叓 通 寮寮 寮 寮 寮 **武圓五拾錢** 渡 **壹圓五拾錢** 圓 食 食 料 料 料 九 六圓五拾錢 六圓五拾錢

圓

現 住右(御校へ入學許可の上は)入寮為致度此段相願候 Ħ 月 本 女子 日 大 入 學 校 寮 長 氏 顖 名 住 殿 右父兄(若くは保證人) 何 劑 也 所 所 部 何 年 生 何 姓 誰

名

即

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝこ 生 徒 小 得

常に左 の條 々を恪守實踐 すべきな

關係を辨知し藝術の原則妙理を曾得するの知力を開發錬磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に 教師の説明と著者の意見とのみに依賴するの弊に陷ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相 學を修め懿を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通思として只管 敵育 永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし 醴節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべ め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭驟にして學に誇らず信義 勅 語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校敎育の趣旨を服膺 ï 校規を遵守し師友を敬愛し自ら修 接 L

に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飮食讀書睡 家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一 るまで凡て衞生の道を守り身體の强健ならんことを務むべし 身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子

本 校 職 員 र र U ۱ر 順

授監長

同同同同數學校

裁家

邦 人

國文學

文學

芳 萩 犬 井 市 麻

瓒

郎藏

正仁

餇

矢由す

一之み秀

博

同同同同同同同同同同同同同同同同同同

西西經歷倫國動兒衞數漢日國博法西日生國植洋洋 用理文物 童生 本文 美禮 文物文歷 理教 研 布文 美禮 教物制史法學學學學學學物制史法學學學

民固臟義臟即避即助益作章一郎人治務二銀助

同同同同同同同同同同同同同同同同同同

務計

科 外

講 師

校

醫

耳鼻咽喉科病院長東洋內科醫院長

前小高

此 田水田

> 信畊 六

園 郎 安

文學博士 文學博士

三青上村中中坪田神戶井

醫學博士 文學博士 野學博士

上山田井川濱內原田川上 譲東

参胤萬知__雄良乃安

次通年至郎郎藏純武宅郎

佐葛

相城

寅す二十六

巌み

凹屬高等女學校規則

第一章 總 則

附屬高等女學校は日本女子大學校內に置 日本女于大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第

餱

第二章 科目 修業年限 學期 休業

附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歷史、地理、

數學、

理科、

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に從よ第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

過過

音樂、

體操とす

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

國 修 目 語 身 4 時一間週 七 高 智講作人 第一 等 女學 牟 時一 間週 校學 七 圙 同 第二 科 學 課程 年 Ŀ 上 時 及 問週 五 時 同 同 第三 間 學 表 年 上 Ŀ 昨-間週 Ŧi. 文同 同 第四 學 年 法上 上 時一 間週 五 同 同 第五 學 年 Ŀ

三十七

第九條

第八條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす 第四章

定員

入學

退學

第七條 家 膯 蒈 裁 台 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により敎員會議の議決を經て之を許定す 寋 計 操 鑅 齏 縫 E 四 · 籍縫 方、 自 動植 普遊 單 音 通 在 體 唱 裁 方方 操戱 歌 嵇 物物 ΞO 四 Ξ 物動 同 同 同 同 上 上 理物 上 上 三〇 Ξ 四 幾自 化物 複 同 同 雸 何在 唱 學理 歌 酱酱 上 .Ł 三〇 Ξ Ξ 衣、 同 同 同 同 食、 住 上 上 上 上 ΞO Ξ Ξ 톄 同 同 同 整家署 理計病 經濟育 濟部兒

理

科

數

密

算

術

同

上

同

上

14

數

幾

何

生型、

衞

生

鏣

物

Ŀ

上

Ŀ

外

國

語

五

敬方、容好、含話

五

同

Ŀ

五

同

上

五

同

Ŀ

五

同

Ŀ

歷

史

地

理

本

邦

地

理

外

國 地

理

本

邦

史

外

國

史

Ξ

地外

文史

衂

三十八

第十條 時入學を許可することあるべし 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總で試驗の上臨

第十一條 るも其他は總て試験の上にて入學を許可す 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試驗にて入學を許可す

- 但相當年齡に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するもの > 外總で

第十二條 試験に依る 入學志願者は左の書式に從ひ入學願書及び履歷書各一通を差出すべし

(用紙袋濃紙)

紙履歴書相添へ此段相願候也 右の者御校附屬高等女學挍第何學年級へ入學仕度候間(無試驗にて)(試驗の上)御許可被下度別 年 月 H 本 日 本 女 籍 子 大 縣府 ス 學 颐 舉 校 郡市 菲 長 監 願 氏 士 村町 名 書 族 番 殿 平 地 尺 何 右 某 父 何 姉何 何 兄 妹女 生 誰 年 誰 月 FD Ħ

誰

ΕΠ

誰

入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に從ふ

第十四條

左の各號の一に該當する者には退學を命ず

性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十五條 正當の事由なくして引續き一個月以上飲席したる者 引續き一個年以上飲席したる者 退學せんと欲するものは保證人迎署して其理由を認めねる退學願書を差出し校長の許可を得べ

體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

第五節

第十六條 受驗入學志願書は左の規定に從ひ受驗料を入學願書に添へて納むべし

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書に添へて納む 第十八條 第一學期 臨時受驗入學者 定期受驗入學者 受業料は一學年二拾二圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし 八 圓 第二學期 金一圆五拾 金 錢 圓 べし

第十九條 但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし 校毀は第一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以內に分納すべし

八

圓

第三學期

圓

四十一

第六章 寮規

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

校 職 員 (イロハ順)

渝事監長

中丹高樺若小本穂伊松麻成 村下橋 木 間積藤浦生瀬 梅 政正仁 正 太 之

同同同同同同同同教主學校

話

習理圖數裁習裁國音

字科醬學縫字縫事樂

郎め勇薫里助哲銀鈴泰藤巖

四十二

第三學期

萱圃

五拾錢

同同同同同同同同同同同同同同同同同

理數國修英圖體英歷作國體音家英體英理 身 史 語

科學語科語醬操語理法語操樂事史操語科

翘

地

理

瀬檜弘平島白白上湯笹西蘆安手藤黒長永越山田野田濱井代田木洞澤達塚井田澤井田木 た 規 た な か ユコとだ な 登る前後郎のイ幸の茂孝ねウトしい

四十四

附屬豐明小學校規則

第一章 總 則

第一條 浩に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし彙で本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす。 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生

第二章 科目 修業年限 學期 休業

附屬豐明小學校の敎科目は修身、 國語、 算術、 日本歷史、 地理、 理科、 圖書、 唱歌、 體操、手工

裁縫とす

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に從ふ第四條 尋常小學科の修業年限は六簡年とす

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

<i>,</i>	
修	数
	科目
ا	A
身 	/ 年
=	時毎間週
旨道 德	第
1	學
要	年
	時毎間週
同	第
_	學
_ <u>£</u>	华
=	時毎間週
同	第二
	學
上_	华
<u> </u>	時毎間巡
同	第四
	四學
<u> </u>	年
=	時毎間週
同	第五
_	學
上	车
=	時 毎 閲 週
同	第六
	學
上	年

	,					•
唱	圖	理	地	日	算	醚
ļ				本	j.	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
				歷		
歌	盎	科	理	史	術	est
-30	100			<u> </u>	1/19	語
					四	八
單平	單				乗方方ヶ園ノニ	シリキミ通易假發
音易唱ナ			Ì		除及、ル内數十	方方方方文ナ名音
歌ル	形				加書数ニノ以 減キへ於範下	・、、ノル及、 話綴書讀普近
			<u> </u>		196 · 105 46 1	一
		·			<u> </u>	
同	同				加書ル内數百	シリキミ通易文常假
ĺ					減キ數ニノ以	方方方方文ナ字須名
上	上				乗方へ於範下 除及方ヶ圍ノ	ジャンル及知り
-				<u> </u>	「原及力り国ノ	話綴書讀普近ノ日
					五.	^
同	形簡				減通	話綴書讀普近ノ日
	體易				乘常	シリキミ通易文常
Ŀ	ナル	1			除人	方方方方文ナ字順
		<u> </u>			加	・・・ハル及知
1-	<u> </u>				五	1
同	同				加書呼及減通	同
[}		·			減キヒ小乗常	
上	上				方方數除ノ 及、ノ、加	•
					及 `ノ `加	上
			-	-	四	九
單音	同	現又物植	ノ日	ノ日	數易計幣度加	綴書讀普ノ日
曹		聚日 物	大本	大本	ナ算及最減	リキミ涌す党
唱歌		然頻	要地	要歷	ル 、時衡乘	方 方 方 文 字 須
	<u> </u>	ノ物動		史	小簡ノ貨除	・・・ノ・知
		=			四	九
同	同	同	綾前	續前	比節小	同
			キ学	キ學	例易數	₹* ₹
上	Ŀ	上	年ノ	年	ナ分	• •
ا ملد ا		<u> </u>		<u>ノ</u>	ル數	<u> </u>

計	裁	手	HV.
	縫	I	操
=		=	Ξ
		細菌メナル	遊戲
			Ξ
酉		同	同
		上	上
幸		=	Ξ
		同上	普遊 通 體 操戲
_ 章		=	=
		同	同
		上	上
_ 元_	=	=	Ξ
	類通運 ノ常針 縫ノ法 方衣	同上	遊 強 機
늣	=	=	Ξ
	方方方類通	同	同
	雑裁縫ノ ヒチヒ衣	上	上

四十六

第九條 第十條 第十一條 但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべし 附屬豐明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす 定期入學は毎學年の始め一回とす 入學志願者は左の甞式に從ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし 本 籍 縣府 ス 國 塱 願 · [5] 村町 士 沓 族 番 44 地 民 何 某 姉何 姝女

第八條

第四章

定員

入學

退學

各學年の課程を修了したる者には修業證書を授與し全敎科を修了したる者には卒業證書を授與す

生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の決議を經て之を評定す

一何	一父	一兩	一現	一轉	一生	一生								年		右之者		
何年何月より何年何月迄幼稚園在園	父兄の職業	兩親の有無年	現在所	轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)	生地	年月日						Ħ		月		右之者御校附屬豐明小學校へ入學仕度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相顯候也		
り何	>	汽车齡		より					本			 本 女		日		豐朋		
年何		-4-		們歲					籍			子				小學		
月迄		٠		過何以					経府	經		大				校へ		
幼稚				地に					國	歷		學校				入學		
園在				器居4				華	郡市區	書		長				仕度		
園				崇				士	村町	-		氏				候間		
				3				族	番			名殿				御許		
								平	地			-				可被		
								民						右	現	下座		
								何						父 兄、或	在	別紙		
								某					何	或或	所	經經		
							何	姉何						は		書出		何
								妹女						後見		作添っ		
														九		此此	生	
													ÆÆ:			权相照	年	
							au.				A)		離			候似	月	₩.
							誰			!	(用紙美濃紙)		EN			453	Ħ	誰
											紙)							
_	_														-		_	

右 之 通 E 候 也

年 月 H

第十二條

右 父 兄

何

誰

Eli

第十三條 但し在學證書の書式は本校の規定に從ふ 保證人長〜旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ屆出づべし 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

第十五條 第十四條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第五章 學 費

授業料は一ヶ月金或圓とし毎月五日以内に納むべし 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべ

附 豐 明 幼 園 規 則

總

第一章

第一條

則

附屬豐明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす

四十八

附屬豐明幼稚園は日本女子大學校内に置く

科目 在園年限

休業

: -

第四條 休業日は本校の規定に從ふ 幼兒の年齢は滿四年より小學校に就學するまでとす 保育科目は自然観察、遊戯、 音樂、 談話、手工とす

第三章 定員 入園 退園

第六條 幼兒の定員は凡そ五十名とす

第七條 ス園は毎年四月とす

但缺員ある場合は臨時之を許す ス園志願者は左の曹式に從ひ經歷書を差出すべし

第八條

經 歷 書

何 Wib En 何 村町村町 番 何 地 番 何 地 某 平鞍 內

士 民族 何 某 弟畿 妹男

符女 佪

出生地及其土地の情況 併記すべし)

家長の職業

住 族 籍

東何北

縣道 市府

何

某

何官何商工何凪の何役等(他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも

四十九

生

华 月

日

某

用紙卷遮紙)

某

出生年月日

第十條 第十一條 第十二條 幼兒又は保證人轉居したる時は直 引受可申候也 右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より屆出づべし 幼兒鉠席することある時は其理由を屆出づべ 月 B 本 日 女 子 大 舉 校 に届出づべ 長 氏 京 府准 市 軽減 名 右 何 L 區 殿 平避 Ù 何町 證 士 民族 何番地住居 佪 某 FP

保育料は一箇月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納 小學校幼稚園職員 第五章 入園料 保育料 t

べ

L

第十四條 第十三條

文

學

士: 河

清

代丸

原

້າ い

τ

山武藤

小

同同同同

同

殺員

小學校主事

五十一

宮

歌う

日本	女子先	官校四十年 全科	
10	53	新 幹?宝	保
福軍	······································		

日本女子大學

子大學校

日本女子大学史資料集 第五—(三)

日本女子大学校規則

[明治四三—大正三年]

編 集 日本女子大学成瀬記念館 発行日 二〇一一年三月一〇日

71·88 東京都文京区目白台二—八—一 行 日本女子大学成瀬記念館

電話 (〇三) 五九八一一三三七六 刷 開成出版株式会社

印

〒101 - 052 東京都千代田区

神田小川町三—二六—一四

